

安全センター情報2011年6月号 通巻第383号
2011年5月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

2011 6

安全センター情報



特集● アスベスト禁止に向かうアジア

写真：JR車輛のアスベスト除去作業

緊急支援！被災地のアスベスト対策—マスク支援プロジェクトを始動！

特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター 事務局長 飯田勝泰

地震・石綿・マスク支援プロジェクトは、中皮腫・じん肺・アスベストセンターと特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターが呼びかけ、阪神淡路大震災から15年目を迎えた2010年1月、神戸で活動を開始しました。

昨年9月、東京の中野区でマスクの展示会やイベント、シンポジウムを開催。今年1月には、ひょうご労働安全衛生センターが中心となり、神戸駅の地下の展示会場で震災とアスベストに関するパネル展示とマリー・クリスティースさんを迎えてのマスク教室を開催しました。

今年、3月11日に発生した東北関東大震災と津波による未曾有の被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

地震・石綿・マスク支援プロジェクトは、これまでの活動経験をふまえ、被災地での粉じん・アスベストによる二次被害を防ぐため、緊急支援として被災地に防じんマスクの配布活動に取り組み始めています。

3月26日(土)から永倉冬史(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)、仲尾豊樹(東京労働安全衛生センター)の2名が、福島県安達郡大玉村にある全建総連福島県連の本部事務所を訪ね、ブルーシート100枚と生活用品、防じんマスクを届け、翌3月27日(日)には仙台市内に入りました。市役所に設置された災害対策本部に防じんマスク(N98) 500個を届け、被災地で活動する自治体職員や市民の防じん対策として使ってもらえるようにしました。

永倉、仲尾は市内で地震による建物の倒壊状況を確認しながら、津波による甚大な被害を被った仙台市の若林区に入りました。何箇所かのポイントでアスベスト粉じんの測定を行いました。

3月28日には、宮城県の南三陸町の災害対策本部に救援物資を運ぶ10トントラックに防じんマスク500個を載せ、現地に送っています。

4月9-10日には南三陸町に入り、災害本部に防じんマスク500個を届けるとともに、被災地の粉じん・アスベスト調査を行いました。

地震・石綿・マスク支援プロジェクトでは、阪神淡路大震災の教訓を生かし、被災地への緊急支援として防じんマスクを配布する活動はもとより、倒壊した建物や破壊された瓦礫に含まれるアスベストへの対策を支援していきたいと考えています。

被災地には粉じん対策用のマスクが十分にいきわたっていません。地震と津波による被害に加えて、将来にわたる粉じん・アスベスト被害を繰り返してはなりません。

私たちができること……それは震災の被災者や支援者、子どもたちが、地震や津波の自然災害の脅威とアスベストによる健康被害にさらされぬよう、安全・安心な生活環境を再建していく取り組みを支援していくことだと思います。被災者と子どもたちが安心して故郷で暮らしていけるために、私たちができることをやっていきたいと考えています。

地震・石綿・マスク支援プロジェクトは当面、次の活動を行います。

1. 被災地で活動・生活する人々に防じんマスクを配布・普及する活動
2. 被災地で防じんマスクを適切に装着するための教育・啓発する活動
3. 被災地のアスベスト対策に関する調査と提言のための活動
4. その他、被災地の救援に取り組む個人・団体とのネットワーク形成の活動

ぜひ、地震・石綿・マスク支援プロジェクトにご支援下さい。

被災地に簡易式防じんマスク(DS-2またはN98)を配布するための緊急支援カンパをお願いします。防じんマスクは、被災地の災害対策本部や支援活動団体を通じて、被災地の人々やボランティアに配布されます

緊急支援カンパの送り先

郵便振替口座 地震・石綿・マスク支援プロジェクト 00130-3-290584

136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F 中皮腫・じん肺・アスベストセンター内

TEL 03-5627-6007 / FAX 03-3683-9766

<http://www.asbestos-center.jp/mask/index.html>

特集／アスベスト禁止に向かうアジア

香港・タイでアスベスト禁止提案 ケベック政府は新鉱山開発

各国でワークス・メモリアルデーの取り組み

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 2

香港環境保護局の提案等 10

タイ国家保健総会の決議等 18

がれき処理における防じん対策 環境・厚労合同の委員会も発足

連休ボランティア殺到への対応も提言 28

大震災がれき処理に伴う労働災害防止対策 30

初めてがれき処理に従事する労働者等の対策 32

呼吸用保護具の取り扱いに関する特例 33

船舶解体等作業の労働災害防止対策の徹底 35

「労災保険財政検討会」中間取りまとめ 38

各地の便り

尼崎●死後半年 公害石綿肺に初の救済決定 50

大阪●詳細不明心肺停止の認定上の取り扱い 51

大阪●石綿除去 明星工業の責任認める和解 53

兵庫●市役所窓口での差別発言でPTSD認定 55

大分●洗浄機作業による弾撥指と頸肩腕障害 57

神奈川●クリーニング店作業でアスベスト曝露 58

東京●変電所の保守点検作業による中皮腫 59

広島●作業関連性筋骨格系障害日韓シンポ 60

香港・タイでアスベスト禁止提案 ケベック政府は新鉱山開発 各国でワーカーズ・メモリアルデーの取り組み

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

3月号で昨年のアジアにおけるアスベスト禁止に向けた取り組みの状況を報告したが、事態はその後一層進展している。

香港 Hong Kong

香港の労災被災者団体である工業傷亡權益会（ARIAV）の張錦康（チャン・カンホン）総幹事によれば、香港の環境保護署は20年前にすでに全面禁止を約束しているのであって、一昨年来その履行を求めようとしてきたが、署長がずっと逃げまわっていた。昨年7月によく話し合いの場が持てて、近い将来実現するだろうと期待していると話していた。北京政府からの干渉はないのかと尋ねると、心配ないだろうということだった。

4月20日に開催された立法会の環境事務委員会に、環境保護署は「すべての種類のアスベスト禁止の提案」（10頁）を提出した。2012年末までに、すべての種類のアスベストを禁止するという提案である。背景事情を解説した、「ファクトシート：香港におけるアスベスト禁止」（12頁）も示されている。

香港からの情報によると、この提案が実施される見込みは高そうだ。

論点になっていることのひとつは、香港が中国本土への商品輸送の主要「玄関」のひとつであることから、香港に荷揚げされ大陸に輸送される「通過貨物（transit cargos）」を禁止の対象から除外するかどうかだと言う。

問い合わせに対して、おそらく南アフリカを唯一の例外として、日本を含めてすでに実施されている諸国では、「通貨貨物」も禁止されていると伝えたとところである。参考までに、2008年3月28日付けの南アフリカ環境観光省のアスベスト及びアスベスト含有物質の使用、製造、輸入及び輸出の禁止に関する規則では、以下のように規定されている。

- (1) 何人も、アスベストを取得、加工、梱包または再梱包、またはアスベスト含有物質を製造、またはアスベストまたはアスベスト含有物質を流通してはならない。
- (2) 何人も、アスベストまたはアスベスト含有物質を共和国に輸入、またはアスベストまたはアスベスト含有物質を共和国から輸出してはならない。



5月12日の「ノーモア・アスベスト香港」連盟の行動 (Photo by Taichi Hirano)

い。

- (3) 何人も、アスベスト含有廃棄物を共和国に輸入してはならない。
- (4) (2) 及び(3)の規定は以下の者には適用しない。
 - (a) アスベストまたはアスベスト含有物質の再梱包または加工が共和国内で行われない限り、共和国外のある国から共和国外の別の国へ通過するアスベストまたはアスベスト含有物質を輸入する
 - (b) まったく分析または研究に使用され、アスベストまたはアスベスト含有物質の新たな用途を開発使用するものではない、アスベストを輸入する
 - (c) 1989年環境保護法第20項に関して許可が与えられている処分場に安全に処分するために、南部アフリカ開発共同体の加盟国からアスベストまたはアスベスト含有物質を輸入する

段落(a)、(b)及び(c)の活動を行う者が、本規則第4条に定められているように大臣に当該

活動を登録する場合に限る。

香港でアスベスト禁止キャンペーンを展開してきた、ARIAVや香港職工会連盟(HKCTU)等をつくる「ノーモア・アスベスト香港」連盟や香港工人健康中心(HKWHC)らは、例外のない全面禁止の即時実現を求めている。

タイ Thailand

3月号で紹介した、昨年12月17日に第3回国家保健総会(NHA)で採択された第5決議「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」及び付属文書、提案文書の英語版が入手できたので、18～27頁に翻訳して紹介する。

2011年末にクリソタイル・アスベストの輸入禁止、2012年中にアスベストの全面禁止を中心にしながら、関係行政機関等が取り組むべき課題を具体的に列挙したきわめて包括的な内容である。

2月11日に産業大臣のアシスタントPutthiphong Punnakunが、タイは1年以内に、ゼロ・アスベストまたはアスベスト禁止に動くだろうと語ったと報道さ

れた。この日は、消費者グループが産業省前で、3か月以内のアスベスト禁止を要求して抗議行動を行っていた（右写真）。

2月25日には、国家保健委員会（NHC）が、国家保健総会（NHA）が採択した決議を承認した。NHCの議長は、Apisit Vechachewa首相である。これによって決議は内閣にまわされることになった。

こう紹介すると事態は順調に進展しているように思われるかもしれないが、アスベスト産業の反撃－海外の御用学者を呼んで記者会見、新聞広告、あるいはアスベスト禁止運動はアメリカの弁護士やIBAS（アスベスト禁止国際書記局）の財政支援を受けたカイライ等の中傷等々－も激しさを増しているようだ。健康消費者保護プロジェクト（HCPP）からは筆者らにこれに対抗するアイデアや支援の要請が－ときにはせっぱつまった感じで－あった。

ちょうど3月9-11日にバンコクで、第20回アジア労働衛生会議が開催され、「職業及び環境呼吸器疾患に関するILO/ICOHシンポジウム」や「シンポジウム⑤アスベストによる健康影響」等が企画されていて、各国からアスベスト問題の専門家が参加する予定だった（<http://www.acoh2011.org/>）。海外から参加の研究者にも呼びかけて、世界の専門家でアスベスト禁止を支持しない者はいないとアピールしたらどうかと提案した。

3月11日にバンコクで、「タイの研究者によるアスベスト禁止に向けたマネジメント」と題した記者会見が行われた（次頁写真）。タイの労働衛生研究者からは、タイにおけるアスベスト禁止運動の成長、国レベルの禁止実現に向けた進展、アスベスト疾患患者の診断・治療を行える医療専門家を養成する必要性等について話され、小木和孝・ICOH（国際労働衛生委員会）議長、高橋謙・産業医科大学教授も同席した。東北地方太平洋沖地震の発生は、会見直後に知ったとのことである。

4月12日付けザ・ネーション紙は、「保健委員会に政府にアスベスト使用禁止を求める」というタイトルで以下のように伝えた。

「国家保健委員会（NHC）は今日（4月12日）内閣に、アスベストのすべての使用及びアスベスト製品の抽出、製造及び加工を禁止するよう求める。



この決定は、数千の労働者が職場で、深刻な病気を引き起こす可能性のあるアスベスト繊維を吸入するリスクにさらされているという知見を踏まえたものである。

この禁止は製造業者に、紡織、摩擦製品、断熱材その他の建材、自動車用ブレーキ・クラッチなどの業界で使用するために、アスベスト繊維及び製品を輸入することも禁止する。

さらにNHCは、すべての製造業者に対するアスベストの使用及び輸入の禁止を確保するために、産業大臣が今年、アスベスト繊維クリソタイルを『4種有害物質』に指定する大臣通知を発行するよう求めている。

この禁止のもとで政府は、民間部門及び国家机关に対して、アスベスト使用をやめ、ノン・アスベスト製品に代替するための2年の猶予を与える。

『タイは、2012年までにノン・アスベスト社会に移行しなければならず、すべてのアスベストはタイで全面的に禁止されなければならない』とNHC事務局長Dr. Amphon Jindawattanaは語った。

アスベストはいまや国際的に、健康に対する脅威として理解され、厳しく規制されている。紡織、摩擦材、断熱材その他の建材、自動車用ブレーキ・クラッチなどの製品の製造に使用されている。

アスベストは、年10万トン以上というオーダーでタイに輸入され、過去30年間建設業ではばりく使用されてきた。日本とシンガポールを含む50か国がすでにそれを禁止している。

タイは、この殺人物質の世界のトップ輸入国のなかにとどまっている。毎年およそ200万トンのアスベストが採掘されている。ロシアが最大の生産



国であり、中国とカザフスタンがそれに続く。

アスベスト曝露は、高濃度の繊維が肺に吸入された場合に、肺、腹膜や心膜のがんを引き起こす健康問題となる。症状はしばしば曝露から長い間あらわれない。アスベストによって病気になる者は、この物質を直接扱う仕事で日常的に曝露する人が多いが、家屋のなかの物質への曝露から罹患する場合もある。

国家保健委員会は、アスベストによるタイの肺がん患者の数は、毎年1,295件にのぼると推計した。

産業省有害物質管理局のSomsri Suwanjarasは、同省はアスベスト繊維の使用と輸入を禁止するだろうと語った。

『(禁止は)いくつかの部門、とりわけ代替物質が(まだ)ないことから航空機やトラックブレーキ産業に、厳しい影響を引き起こすだろう』と彼女は言う。

Somsriは、1992年工場法の第32条のもとで、同省はアスベスト製造業者に彼らの生産の拡大を許してこなかったと話した。

さらに同省はクリンタイル・アスベストを、生産、輸入、輸出または倉庫での保管に関して、企業が使えるようになる前に事前の許可が必要な『3種有害物質』に指定している。

しかし、同省はアスベスト製造業者と輸入業者に、産業界におけるアスベスト使用を管理する規則について知らせるだろう。

現在までに、屋根タイルを生産する2社の製造業者が、その製品へのアスベストの使用をやめている。」

しかし一方で、同じ紙面に、以下のような記事も掲載されている。

「アスベスト禁止は屋根タイル価格を上げる

Oran Vanich Roof Tile社は昨日(4月11日)、政府が王国でのあらゆる製品の製造にアスベストの使用を禁止する計画を推し進めれば、屋根タイルの価格は上昇するだろうと警告した。

さらに、ティッシュペーパーやポリアミド、その他の化学物質など他の原料を用いた屋根タイルのライフサイクルは、アスベストを使ったタイルが70年なのと比較して、タイのような雨の多い地域ではわずかに3年である、と同社社長のUran Krealskulは言う。

同社のこの警告は、国家保健委員会のアスベストに関連したがんリスクへの関心による、すべての製品へのアスベスト使用を禁止する政府の提案された方針を受けたものである。

SCGグループやMahaphantグループなど他の製造業者は、すでにその生産を変更し、屋根タイルその他の製品の生産にもはやアスベストを使っておらず、屋根タイル製造に関してはOran Vanich Roof Tileと他のもう1社だけが従来のまま取り残されている。

Oran Vanich Roof Tileは屋根タイル部門の市場リーダーであり、昨年は21.7億バーツの収益をあげ、2009年に記録した20.7億バーツの8%増であった。

同社は今年、60から70億バーツの市場価値のなかで、24億バーツ、10%の増収を見込んでいる。

『政府がタイにおけるアスベスト使用の禁止という方針を維持するなら、われわれは屋根タイル工場を閉鎖し、他の様々な建材の生産に多角化するかもしれない』、とUranは語った。」

内閣がすでにこの問題を討議していることは確

認されているが、まだ公式な決定は発表されていない。NHAの決議が実行にうつされるかどうか、決議の内容がそのまま維持されるかどうか、まだ予断は許されない。

インドネシア Indonesia

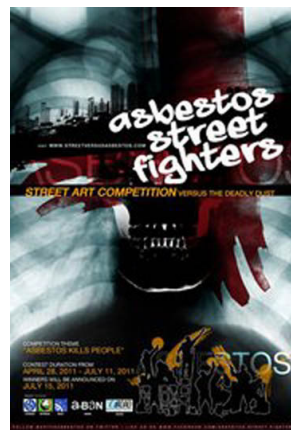
昨年10月17日にインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(Ina-BAN)が結成されたインドネシアでは、アースデーの取り組みとして4月17-22日に開催された環境フォーラムにIna-BANが招かれた。

「インドネシアがアスベストを使い続けることから生ずる問題を市民にはっきり提示できるようにするために、幅広い人たちと協議し、また、調査をすすめてきた。その結果、インドネシア語によるポスター(左図)とリーフレット(次頁左)を作成。これは、アースデーに参加した人々から好評を受けた。全国的に情報シートやポスターの配布、アドバイスを開始したところである」と中心メンバーのひとりであるダリスマンは語っている。

また、Ina-BANでは、16～25歳の若者を対象にしたアスベスト・メディア・コンペを準備している。アスベストが殺人者であるというメッセージ伝えるポスターや写真等を公募して、優秀作品を表彰しようというところみである。

インドネシアのBWI(国際建設林産労連)加盟組織である建設・インフォーマル・一般労働組合(FKUI-SBSI)は、今年のワーカーズ・メモリアルデーの取り組みの一環として、4月25日にAburizal Bakrie氏に直接、アスベスト禁止のメッセージを伝えるという、きわめてまれな機会をつくった。次頁右写真は、FKUIのRasmina書記長(女性)が、アスベスト禁止を呼びかけたキャンペーンTシャツを手渡しているところである。

同氏はインドネシアで最も裕福なひとりで、政府の国民福祉調整大臣、インドネシア最大の政党ゴルカル党の議長を務めたことがあるとともに、2つの大きなアスベスト建材工場を擁するBakrie Building Industry (BBI) グループのオーナーで



もある。

大臣だった当時の2004年12月に津波がアチエを襲った際には、BBIグループは、アスベスト含有の屋根、天井、壁材でつくられた204軒の家屋を寄付したという話も伝えられている。

BBIはまた、アスベスト・セメント工業会(FICMA)、のメンバーでもあり、FICMAは労働省と一緒に、クリソタイル・アスベスト含有物質の使用に関する労働衛生上のガイドラインを発行している。2006年にFICMAがカナダ大使館とともにインドネシア大学公衆衛生学部で、クリソタイルの管理使用を擁護する「国際科学シンポジウム」を開催したことは既報のとおりである。

フィリピン Philippines

フィリピンでは、ワーカーズ・メモリアルデーの取り組みの一環として労働安全衛生開発研究所(IOHSAD)が、グラフィック・アーティストたちがセブ島で3階の高さと50フィートの幅の壁画描いた去年の「町を赤く塗りこもう」プロジェクト(2010年6月号49頁)に続いて、「アスベスト・ストリート・ファイター・コンペ」を開始した(右図、<http://streetversusasbestos.com/>)。

ストリート・アートのコンテストだが、現場でそれを見た者だけでなく、インターネットを通じての一般投票も含めて優秀作品を選ぼうという趣向である。

フィリピン労働組合会議(TUCP)もまた、今年の

BAHAYA ASBES
BAGI KESEHATAN MANUSIA

MESOTELIOMA
FIBROSIS
KANKER PARU
ASBESTOSIS

Indonesia Ban Asbestos Network (INA-BAN)

Bahaya ASBES di sekitar kita

ASBES bisa diklasifikasi ke dalam dua kelompok, yaitu bahan baku yang digunakan untuk pembuatan produk, yaitu bahan baku yang digunakan untuk pembuatan produk, yaitu bahan baku yang digunakan untuk pembuatan produk.

APAKAH ASBES?

ASBES adalah mineral silikat yang terbentuk secara alami. Mineral silikat ini terdapat di seluruh dunia. Mineral silikat ini terdapat di seluruh dunia. Mineral silikat ini terdapat di seluruh dunia.



ワーカーズ・メモリアルデーでアスベスト問題を取り上げている。

3月号で紹介した、アスベスト禁止法案、アスベスト関連疾患根絶のための国家計画 (NPEAD) の策定及びその一環としてのナショナル・アスベスト・プロファイル策定等について、さらなる交渉等はつづけられていると思うが、大きな動きは公表されていない。しかし、公共建築物のアスベスト問題への関心と、政府に調査及び安全な除去に向けたタイムスケジュール設定を求める声も高まっているようだ。

ネパール Nepal

今年のワーカーズ・メモリアルデーでは、ネパールのBWI加盟組織の合同代表団が、Jhala Nath Khanal首相に直接会い、ネパールにおけるアスベスト禁止を求める要請書を手渡した(次頁写真)。CUPPECとCAWUN、それにナショナルセンターであるGEFONTの代表7名。ネパールでの行動が伝えられたのは初めてのことである。

首相はこの問題に関心を示し、アスベストの健康に対する危険性を理解したようだったという。関連する省庁とすぐに協議すると約束した。

USGS (アメリカ連邦地質調査所) のデータによると、ネパールの原料アスベスト輸入量は、毎年200トンに満たない。BWIでは、アスベストの消費レベルはきわめて低いものの、いまだ禁止を導入していない国を「soft country」と呼んで、速やかなアスベスト禁止導入をめざしている。

ケベック Quebec

カナダ・ケベックの新たなアスベスト鉱山開発の動きと、これを阻止しようとする世界的キャンペーン、とりわけ昨年12月6-11日に現地を訪問したアジア連帯派遣団の取り組みが、計画を食い止めてきたことを、1・2月号、3月号で報告した。

その後も反対・支持双方の立場からめまぐるしい動きが続いたが、最終的にケベック政府は、新たなアスベスト鉱山開発に財政支援を与える決定を行ってしまった。5月2日に行われたカナダ連邦議会選挙でも、かつてなくアスベスト問題が争点に浮上したと伝えられている。結果的にハーバー政権与党・保守党が過半数を確保する勝利を収める一方で、野党の構成も大きく変動した。選挙結果の影響も含めて未知数な部分も残されているが、この間の動きを伝える2つの記事を紹介しておこう。いずれもIBASの記事からである。

アスベスト：カナダにおける「激論を呼ぶ問題」

3月29日—彼らはタイミングがすべてだと言う。それはそうであり、カナダで最近起こっている進展は、同国のひん死の状態にあるアスベスト産業にとってよい兆候ではない。5,800万ドルの賭け金を数週間のうちにみつけられない限り、この有害産業に新たな息吹を吹き込む計画は崩壊する可能性がある。ケベック政府が、数千ドルの貸付保証提供の要請を拒絶し、可能性のある中国の投資家がケベックの地下クリソタイル鉱山開発計画か

ら再び逃げ出したら、同国のアスベスト生産は終焉を迎えるかもしれない。遅すぎるくらいである。

上述のすべての重要な決定が、政治的な先行き不透明感とひろがるスキャンダルという雰囲気の中かでなされようとしている。2011年3月に成功した議会の不信任投票の後、5月の連邦議会選挙が決まった。カナダの主要な野党である自由党は、カナダにおけるアスベスト禁止とアスベスト対策の中止への支持を公式に言明している。「アスベスト禁止方針」への同党の転換を発表した、自由党リーダーMichael Ignatieffが行った声明は、2009年に中国の事業家が採掘計画から逃げ出すきっかけになったと信じられている。選挙が目前に迫り、またステファン・ハーバーが動揺するなかで、潜在的な投資家はアスベスト計画の政治的実現可能性に疑問を呈さないとしたら、怠慢であろう。

ここ数日、オタワ・シチズン、モントリオール・ガゼット、ビクトリア・タイムズ・コロニスト、ウィンザー・スター、カルガリー・ヘラルドなど、カナダの主要メディアは、全国的なアスベスト論争を操作しようとする連邦政府の企みを暴露している。3月28日、オタワ・シチズンに、「アスベストの不道德な輸出の禁止」と題した記事が掲載された。2011年の選挙の政治的清潔さのテーマに焦点をあてて、ジャーナリストのDan Turnerは、「有権者がハーバーの保守党に不信任の投票をしたら、カナダは致死的なアスベストの開発途上国への輸出をやめる、となぜ言わないのか」と書いて、自由党がアスベストの禁止を優先的な選挙テーマのひとつにすることを提案した。防衛大臣Peter MacKayが表明したリビア市民を守るカナダの「倫理的義務」とカナダの「開発途上国に対する致死的なアスベストの輸出」を対比させて、Turnerは「アスベストを輸出する国を代表するものは誰も、外国の土地の人々に対する倫理的義務について語るべきではない」と結論付けた。

3月29日、「アスベスト報告書は『ゆがめられた』、専門家は連邦政府にアスベストの『安全』使用の撤回声明を要求、専門家はアスベストの『安全使用』は間違いと指摘」と題した記事（モントリオール・ガゼット）の発行によって、政治家に対する圧力が



一層高まった。記事は、2007年に連邦政府が招集したクリソタイル・アスベストに関するヘルス・カナダ専門家パネルの報告書に対する論争に言及している。自然資源大臣Christian Paradisは最近、政府のアスベスト安全使用「方針」を支持するのに、パネルの報告書を引用した。同大臣の主張をまったくの偽りと非難する手紙が、パネルの指導的メンバーのひとりDr. Leslie Staynerによって書かれた。このアメリカの科学者は、クリソタイルが安全に使用できるかどうかという問題はパネルの権限の埒外であると語った。

「われわれがこの問題を聞かれていれば、クリソタイルを含め、いかなるかたちであってもアスベストの継続的生産及び使用が安全であるという主張を、私は絶対に支持しなかった。カナダやアメリカのような技術的に進んだ国ができていないのに、インドのような開発途上国が、公衆衛生を保護するやり方でクリソタイル・アスベストを使用できると考えることは不可能である」。

Staynerは、Paradisがその「明らかに誤った」声明を撤回するよう求めた。

Staynerの見解への同意を平明して、パネルの委員長Trevor Ogdenは、ケベックの新聞紙ラトリビューンに手紙を書き、そのなかで以下のように報告した。

「…パネルは、『(クリソタイルの)安全使用』の問題を議論していない。誰もわれわれにこの問題を聞かなかった。われわれは、アスベストの発がん性に関する証拠を議論し、ふたつの原則的論文が科学的手法を用いてこの問題に関するすべての

調査研究を分析していると結論付けた。これらの論文双方とも、クリソタイルは肺のがんを引き起こし、リスクは曝露が増加するにしたがって増大することに同意している。パネルは、リスクが受け入れられるものであるか否かについても議論していない」。

ふたりの科学者の怒りは明らかであるが、彼らが専門家である、または紳士である、いずれかの理由により、どちらも、Paradis大臣のコメントを議論するときに心臓を飛び上がらせるような言葉は使っていない。それは嘘つきという言葉である。

カナダのアスベスト産業の皮肉な再開

4月14日－アスベスト採掘計画を支持するというケベック政府の決定の昨日（4月13日）の発表が、選挙期間中に行われたのは偶然のことではない。政治家の自己奉仕のふるまいは世界中で知られていることとはいえ、シャレ政府の行動は常軌を逸し、すでに損なわれてきたケベックの評判にさらに泥を塗った。鉱山の町アスベストにおける425人の新たな雇用のために、ケベック政府は、疑うことを知らず無防備の多数の人々に死の輸出をしようとしている。昨年、すべての繊維はアジア諸国に輸出されるだろうという事実を認めたビジネス後援者によれば、新たな地下アスベスト（クリソタイル）鉱山で生産されるアスベストは、カナダ国内ではまったく使用されない。

水曜日（4月13日）にケベック産業大臣クレマン・ジーニャックは、新たなジェフリー鉱山を後援する国際コンソーシアムに対して、青信号を与える声明を発表した。いくつか解決しなければならない財政的細部事項が残されているとはいえ、政府は、この計画に対して求められている5,800万ドルの貸付保証を与えると語った。この気前のよい贈り物に対する見返りとして、アスベスト事業家たちは、同地域の経済多角化基金に対して、2015～2020年の間に750万ドルの寄付を約束している。メディアへの影響を最大限にするために、ジーニャックはこの決定を、鉱山地域Estrie選出のケベック州議会議員Yvon Vallieresを横に立たせた記者会見で発表した。この「長く持ち望んでいた」決定を歓迎して、Vallieresは、450の雇用をもたらす「よ

いニュース」であると語り、「クリソタイルはリスクがないわけではないが、リスクは管理することができる」と付け加えた。

ケベックその他あらゆるところの医学及び公衆衛生の専門家たちはこの意見に与えず、この計画によってもたらされる危険性について訴えてきた。ケベックの閣僚が承認を与えるちょうど数日前に、ケベック公衆衛生局による調査結果が公表され、ケベックの労働現場におけるアスベスト汚染が危険なレベルにあることが示された。採取された3,000の大気サンプルのうち、43%に違法なレベルのアスベストが含まれていることが判明した。この結果に対するコメントとして、ケベックのアスベスト鉱山地域の公衆衛生ディレクターLouise Souliereは次のように語っている。

「この調査が示したことは、ケベックは規範、法律、監督官、それに入手可能防護手段をもっているにもかかわらず…規範を厳守するのがきわめて困難だということである…したがってこれは、アスベストを取り扱っていることを理解している労働者でさえ、しばしばリスクにさらされていることを意味している」。

公正を期せば、カナダのアスベスト擁護姿勢を迫られるべきなのは、シャレとその仲間だけではない。そのキャリアを通じて、カナダ首相ステファン・ハーパーは、保守党がカナダのアスベスト産業の長期的繁栄を託すことのできる唯一の政党であると、首尾一貫して言ってきた。この誓約にしたがって、ハーパーは、世界のアスベスト産業に規制を課そうとするあらゆる試みを妨害すると約束した。彼は、国連ロッテルダム条約の来たるべき会合でも、疑いなくこの約束を履行しようとするだろう。彼とシャレは、この人道主義の悲劇のマクベスとマクベス夫人である。シェークスピアのもっとも短文の悲劇のなかで、マクベスは、「偉大なネプチューンの大洋であれば、この血を手から洗い流してくれるだろうか」と尋ねる。ハーパー、シャレ、その他のアスベスト金持は、もったいなくも同じ質問をすべきであり、マクベスの原文を調べてみるよう助言されるのがよいかもしれない。もしめでたい終幕を迎えていないのであれば。



CB(1) 1913/10-11 (05)

2011年4月20日討議用

(香港特別行政区)立法会環境事務委員会 すべての種類のアスベストの禁止の提案

目的

1. 本文書は、現行の青及び茶アスベストの輸入及び販売の禁止をすべての種類のアスベストに、また、すべての種類のアスベストの供給及び新たな使用の禁止に拡張する、空気汚染管制条例 (APCO) (Cap.311) 修正提案について、委員の助言を求めるものである。

背景

2. アスベストは、吸入すると石綿肺、肺がん及び中皮腫を引き起こす可能性のある、証明済みの発がん物質である。より一般的な形態のクリソタイル (白石綿)、アモサイト (茶石綿)、クロシドライト (青石綿)、及び、相対的にまれな形態の繊維性アクチノライト、繊維性アンソフィライト、繊維性トレモライトが含まれる。非常に高い引っ張り強さやすぐれた熱及び化学抵抗性のゆえに、1980年代中頃以前に、摩擦材、耐火材、断熱材及び建材にはばひろく使用された。
3. 相対的により有害なクロシドライト及びアモサイトは、すでにAPCOのもとで1996年以降禁止されている。空気環境中へのアスベスト繊維の飛散を防ぐために、APCOは、APCOの諸規定に従い、また一連の実施準則に基づいて、アスベスト含有物質に係る一定の作業を行い、またアスベスト関連作業に従事するのに、登録された資格のある専門家の雇用を求めている。ほかにも、アスベスト廃棄物は、廃棄物処理条例 (WDO) (Cap.354) に従って適切に取り扱われ、また廃棄されなければならない。2008年4月以降、有害化学物質管制条例 (Cap.595) のもとで、クリソタイル以外のアスベストの輸入、輸出、製造及び使用を管理する許可制度も実施されている。

最近の進展

4. 証明済みの代替物質が利用できる場合には、アスベストの輸入、販売及び使用の禁止を、白アスベストに拡張することが、国際的動向になっている。例えば、イギリスは、適当な代替品のない安全上問題のある用途について、2005年1月までの免除をつけて、1999年以降白アスベストを禁止している一方で、欧州連合は、安全上の理由から一定の塩素プラントの隔膜としての用途を除いて、2005年以降、白アスベストを含むすべての種類のアスベストを禁止している。
5. 相対的に安全な証明済みの白アスベストの代替品がひろく市場で入手できるようになり、またアスベストの危険性の認識の高まりにともなって、香港において、車両はもちろん、建材、耐火材、電気及び機械設備においてもアスベスト製品の使用は、全般的にノン・アスベスト代替品に置き換えられたはずである。香港への白アスベストの輸入も、APCOのもとでアスベストに関する管制が発効した1996年の577トンから、2010年には35トンへと著しく減少した。実際に1984年以降、新たな公共住宅プロジェクトにアスベストは使用されていない。1980年代中頃以降に建てられた建物には、いくつかの違法構造物を除いて、一般にアスベストはないはずである。

提案する管制

6. これらの進展を踏まえて、またアスベストのリスクを一層なくし、環境アスベストへの曝露から人々をより防護するために、青及び茶アスベストの輸入及び販売の禁止を、すべての種類のアスベストの輸入、販売、供給及び新たな使用の禁止に拡張するようAPCOを改正することを提案する。
7. 以下のアスベストについての管制をAPCOに導入するよう、APCOを改正することを提案する。
 - (a) 輸入及び販売の禁止を、すべての種類のアスベストに拡張
関連するAPCOの改正条項の施行日から発効、現行の青及び茶アスベストの輸入及び販売の禁止は、クリソタイル(白アスベスト)、繊維性アクチノライト、繊維性アンソフィライト及び繊維性トレモライトも対象とするように拡張される。
 - (b) アスベストの供給及び新たな使用の禁止
関連するAPCOの改正条項の施行日から発効、アスベストの供給及び新たな使用は禁止される。
8. 提案された供給及び新たな使用の禁止は、除去されたアスベストが市場に再投入され、または再利用されることを防ぐ。提案された管制は、アスベストまたはアスベストを入れて作られ、またはアスベストを含有した物質または品目が、アスベスト含有物質の既存使用が良好な状況及び攪乱されない場合には健康リスクを生じさせないものとして、特定の日より前に使用された場合には、適用しない。既存アスベスト含有物質が除去される場合には、APCOのもとでのアスベスト除去作業及びWDOのもとでの化学廃棄物の廃棄に関する現行の管制が、空気環境中へのアスベストの飛散から防護することになる。
9. 荷積み、荷卸し及び再梱包中の環境中へのアスベスト繊維の飛散の可能性のゆえに、潜在的な健康への危険性を回避するために、APCO80(6)章のもとにおける、現行の積替商品に係る例外を削除するよう提案する。
10. 違法に輸入、販売、供給及び使用されたアスベストが適切に取り扱われることを確保するために、当局が、違反を発見したうえで、違反者に対して、アスベストまたはアスベスト含有製品の輸入、販売、供給または使用をやめさせ、当該アスベストまたはアスベスト含有製品を適切に除去、廃棄または破壊することを要求する通告を発行できるようにすることを提案する。
11. 現行の青及び茶アスベストの輸入及び販売の禁止と同様に、当局に、そのような免除が是認でき、また当該免除が地域社会の健康リスクを引き起こさなそうであると考えような特別の状況に対応するために、提案された管制について免除を与える場合がありうることを提案する。当局はまた、ある免除に条件をつけ、または以前与えた免除を撤回することもありうる。また、提案された管制を遵守できない者には、有罪判決を踏まえて、20万ドルの罰金及び6か月の禁固刑という、現在のレベルの罰則を採用することを提案する。
12. 上記の提案は、アスベストによる健康への悪影響のリスクから人々を一層防護することができ、またアスベスト及びアスベスト含有物質の管制において、欧州連合などの先進経済国の実践にも沿ったものである。

協議及び今後の対応

13. 提案された管制については、関係者に提案に対する意見を求めて、協議を開始している。それ

らの意見を考慮して、提案を完成させ、必要な法令改正を準備する予定である。

14. 影響を受ける業界に、必要な場合にはアスベスト・フリーの代替製品を確認及び調達するのに十分な時間を与えるため、提案された管制を2012年末までに実施する予定である。

助言の要請

15. 委員には、すべての種類のアスベスト禁止についての上記提案に関する意見を要請する。

環境保護局

※提案の13項(11頁)にあるように「関係者の意見を求めて協議」が開始されており、「2011年5月31日までに見解や意見を送る」よう求めている。

FS18-10/11

ファクトシート 香港におけるアスベスト禁止

1. はじめに

- 1.1 このファクトシートは、環境事務委員会のメンバーに、香港及び世界におけるアスベスト及びその禁止に関する一般的情報を提供しようとするものである。
- 1.2 アスベストは、自然に生成する繊維性ケイ酸塩鉱物のグループに与えられた一般用語である。自然には原料のかたち及び混合鉱物物の成分としての両方、存在している。1996年に施行された空気汚染管制条例(APCO)(Cap.311)によれば、アスベストにはこの鉱物、この鉱物を含んだ物質、アモサイト、クリソタイル、繊維性アクチノライト、繊維性アンソフィライト、繊維性トレモライトが含まれる。
- 1.3 アスベストのもっとも一般的な三つの種類は、クリソタイル¹(白アスベスト)、アモサイト²(茶アスベスト)及びクロシドライト³(青アスベスト)であり、あとのふたつはより有害な種類のアスベストと考えられている。
- 1.4 現在、アモサイト及びクロシドライトは、香港において禁止されている。香港における建設その他の産業におけるアスベスト含有物質(基本的にクリソタイル)は、大部分アスベスト・フリー物質に置き換えられ、輸入されるアスベスト含有物質の量は、APCO施行前と比較すると著しく減少している。香港でつくられる製品のほとんどはアスベストを含有していないとはいえ、無認可の建物や古い建物にアスベスト含有物質が見つかることは、いまなおありそうである。
- 1.5 政府は、その健康ハザードがアモサイトやクロシドライトと比較して相対的に低いこと、その輸入がすでに著しく減少していることから、クリソタイルの輸入及び販売は香港で禁止されてこなかったと説明している。一般公衆に対するアスベストの影響を一層減少するために、政府は、すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有物質の輸入、販売、及び使用を禁止する提案をまとめている。

2. アスベストの用途

2.1 アスベストは強力、耐火性、防蝕性、及び断熱性が優れている。香港では1980年代中頃⁴まで、建設業、製造業及び造船業でひろく使われた。アスベストは一般に、断熱材、電気絶縁材、吸音材、耐火材、建材、摩擦製品、建設サービス、シーリング材及び接合材に使用される。アスベストのもっとも一般的な用途のひとつは、ケージ、ひさしまたは屋根構造に使われる波形セメント板に混入することである。

3. アスベストの健康ハザード

3.1 そのままの状態及び攪乱されないアスベスト含有物質は、一般に健康リスクを生じさせず、損傷を受けたり、不適切に解体された場合に危険になる。採掘及び加工される際にアスベストは、一般に裸眼では見ることでできない、非常に小さな繊維のかたちをとる。この繊維は小さく軽いので、アスベスト含有物質から飛散した場合には、長い間大気中に残る可能性がある。アスベスト繊維はいったん吸入されると、人体のなかに長年残り、健康問題を引き起こす可能性がある。

3.2 アスベストは、アメリカ合衆国保健福祉省、アメリカ合衆国環境保護庁及び国際がん研究機関⁵によって、ヒトに対する既知の発がん物質（がんを引き起こす物質）に分類されてきた。研究は、アスベスト曝露は、肺がん及び中皮腫⁶のリスクを増大させる可能性があることを示している。

3.3 他の研究はまた、アスベスト曝露と、咽喉、腎臓、食道及び胆嚢のがんのリスクの上昇はもちろん、胃腸及び結腸直腸がんとの間の関連の示唆している。アスベスト曝露は、石綿肺⁷及び他の非悪性の肺及び胸膜の障害のリスクを増大させる可能性がある。アスベスト関連疾病の症状は、アスベストへの最初の曝露から約10～40年後まで現われないかもしれない。

4. 香港におけるアスベスト管理

アスベストの使用

4.1 1986年に導入された工場及び工業企業（アスベスト）特別規則（Cap.59X）及びその後発行された工場及び工業企業（アスベスト）特別規則（Cap.59AD）の双方は、作業領域におけるアスベスト粒子の量の管理の執行に関する条項を含んでいる。同規則は、アスベストに関する何らかの作業が行われる、すべての工業企業に適用される。それは、作業領域におけるアスベストの吹き付け、熱、音響または他の絶縁を目的にしたアスベスト絶縁材の使用、あらゆる工程におけるアンフィボール系アスベスト⁸の使用を禁止している。

アスベストの輸入及び販売

4.2 アモサイト及びクロシドライトの輸入及び販売は、1996年にAPCOが開始された後、香港では禁止されている。いかなる者も、いかなる量のアモサイトまたはクロシドライト、またはアモサイトまたはクロシドライトを使ってつくられたまたは含有したいかなる物質または品目も、香港に輸入または販売してはならない。APCOの不遵守は、法律違反を犯しており、20万香港ドルの罰金及び6か月の禁固が課される。

4.3 2008年に環境保護局（「EPD」）により導入された有害化学物質管理令（Cap.595）は、許可システムを通じて、人の健康または環境に潜在的に有害または不利な影響をもつ農薬以外の有害化学物質をさらに規制した。列挙された化学物質⁹を輸入、輸出、製造または使用する者は、EPD

によって発行された当該化学物質に係る有効な許可を保持していなければならない。また、輸入及び輸出令 (Cap.60) のもとで、香港に輸入または輸出される列挙された化学物質のすべての輸送にも、貿易産業局からの委任のもとで、EPDによって発行された輸入/輸出ライセンスが求められる。

アスベスト含有物質の除去に関する管理

4.4 アスベストは損傷された場合に有害になり、アスベスト含有物質の適切な取り扱い及び除去が、アスベスト繊維の飛散を低減するためにきわめて重要である。APCOのもとで、アスベスト含有物質を含有する、または合理的に含有していることが疑われる建物の所有者は、建物内で維持、補修、解体または他の何らかの作業を行う場合には、かかる物質を除去するためのあらかじめ決められた手順に従わなければならない。APCOを遵守しない者は、法律違反を犯しており、20万香港ドルの罰金及び6か月の禁固が課される。アスベスト含有物質の除去の手順は、以下のとおりである。

- (a) アスベスト調査の実施、及び、アスベスト調査報告書及びアスベスト除去計画の作成を行うために、登録されたアスベスト・コンサルタントを雇う。
- (b) アスベスト含有物質に係る作業の少なくとも28日前に、アスベスト調査報告書及びアスベスト除去計画をEPDに提出する。
- (c) 少なくとも28日前にEPDに、アスベスト含有物質に係る作業の開始日を届け出る。
- (d) アスベスト除去計画にしたがってアスベスト作業を実行するために、登録されたアスベスト・コントラクターを雇う。
- (e) アスベスト除去計画の実行督、及び、登録されたアスベスト・コントラクターの作業を監督するために、登録されたアスベスト・スーパーバイザーを雇う。
- (f) アスベスト作業に関する試料採取及び分析を実行するために、登録されたアスベスト・ラボラトリーを雇う。

5. 国際的なアスベスト管理

- 5.1 各国は、アスベストの製造、使用、輸入及び輸出に関する独自の法令を採用し、執行のスケジュールも国によって異なる。
- 5.2 1970年代にスウェーデン、ノルウェー、フィンランド及びデンマークのノルディック諸国が、アスベストの製造及び使用を禁止した最初だった。1980年代及び1990年代にさらに多くの国がアスベスト禁止に加わった。多くの場合、アスベスト含有物質の管理は、クロシドライト及びアモサイトの禁止からはじまり、いくつかの国は後になって、クリソタイル及び他の種類のアスベスト含有物質も禁止するかもしれない。
- 5.3 アスベスト禁止国際書記局¹⁰によれば、すべての種類のアスベストを禁止している国は、世界の国の3分の1弱ある¹¹。
- 5.4 1986年に国際労働機関により採択されたアスベスト条約は、労働における労働者のアスベストへの曝露がかかわるすべての活動に適用される。この条約のもとで、批准国の法令は、アスベストへの職業曝露による健康ハザードの予防及び管理、及び労働者の保護のためにとられるべき措置を規定しなければならない。国の法令はまた、条約の諸条項の有効な執行及び遵守を確保す

るために必要な措置を提供しなければならない。この条約はまた、すべての種類のアスベストの吹き付けはもちろん、クロシドライト及びそのアスベスト繊維を含有する製品は禁止されなければならないことを述べている。

5.5 2011年4月現在、カナダ、ドイツ、フィンランド、日本、韓国、スペイン及びスイスを含む33か国が、1986年のアスベスト条約を批准している。同条約の批准にともない、加盟国は、同意の明文化を適用し、それを国際的管理に提出する義務を負う。これまで中国本土及び香港の双方とも同条約を批准していない。

- 1 香港で使用されている大部分のアスベストは、クリソタイルである。
- 2 アモサイトは、主に接着剤で張り合わせられたアスベスト製品に使用される。
- 3 クロシドライトは、断熱材、とりわけ化学的抵抗性が求められるところに使用される。
- 4 アスベスト含有物質がはばひろく使用されるようになった1980年代中頃まで、香港には同物質の制限に関する法令がなかった。1986年に、アモサイト及びクロシドライトを含むアンフィボール系アスベストの使用を禁止するために、工場及び工業企業（アスベスト）特別規則（Cap.59X）が導入された。
- 5 国際がん研究機関は、ヒトのがんの原因及び発がんメカニズムに関する研究を調整及び実施し、がんの予防及び管理のための化学的戦略を開発する使命をもった、世界保健機関の付属機関である。
- 6 中皮腫は、胸または腹壁の内膜のがんである。
- 7 石綿肺は、繊維増殖性の肺の損傷である。
- 8 工場及び工業企業（アスベスト）規則（Cap.59AD）によれば、アンフィボール系アスベストは、クロシドライト、アモサイト、繊維性アクチノライト、繊維性アンソフィライト、繊維性トレモライトのいずれかの鉱物、及び、それらの鉱物のいずれかを含有する混合物を意味する。
- 9 列挙された化学物質には、アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト及びトレモライトの5種類のアスベストが含まれる。
- 10 アスベスト禁止国際書記局は、2000年に設立され、世界的アスベスト禁止の達成、及びはばひろいアスベスト使用によって引き起こされる損害の軽減に取り組む団体及び個人の間の情報交換のための導管を提供している。
- 11 2011年1月現在、すべての種類のアスベストを禁止しているのは55か国である。55か国は、アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブルネイ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、韓国、クウェート、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンゴル、モザンビーク、オランダ、ニューカレドニア、ノルウェー、オーマン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス及びウルグアイである。
- 12 国際労働機関は、1919年に設立された、社会的公正の支持及び世界中の生活条件の改善のため、政府、使用者及び組合にとって共通の手段を開発するためのフォーラムである。

参考資料

- 1 空気汚染管制条例 (APCO) (Cap.311) – 第Ⅷ部：環境アスベストの管理. 以下で入手可能：
[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/\\$FILE/C AP_311_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/$FILE/C AP_311_e_b5.pdf) [2011年4月アクセス]
- 2 Deutsche Gesellschaft fur Technische Zusammenarbeit GmbH. (1996) 第II部：アスベスト. アスベスト概観及び取り扱い勧告. 以下で入手可能：
Available from: <http://collections.infocollections.org/ukedu/en/d/Jg51ase/4.2.5.html>
[2011年4月アクセス]
- 3 環境保護局. (1993) アスベスト廃棄物の取り扱い、輸送及び処分に関する実施準則. 以下で入手可能：
http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/files/asbest_e.pdf [2011年4月アクセス]
- 4 環境保護局. (2006) 環境アスベスト管理. 以下で入手可能：
http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/guide_ref/asbestos_control_01.html#whatasbestos [2011年4月アクセス]
- 5 環境保護局. (2009a) 不許可建物作業のアスベスト除去. 以下で入手可能：
http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/guide_ref/asbestos_removal_01.html [2011年4月アクセス]
- 6 環境保護局. (2009b) 有害化学物質管理環境保護局. (2009a) . 以下で入手可能：
http://www.epd.gov.hk/epd/english/laws_regulations/comp_guides/cg_hazardous_chemical.html [2011年4月アクセス]
- 7 環境保護局. (2010) 空気汚染管制条例の簡易ガイド. 以下で入手可能：
http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/guide_ref/guide_apco.html [2011年4月アクセス]
- 8 工場及び工業企業 (アスベスト) 規則 (Cap.59AD). 以下で入手可能：
[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/4f0db701c6c25d4a4825755c00352e35/02DA16DD795490F0482575EE003502B7/\\$FILE/CAP_59AD_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/4f0db701c6c25d4a4825755c00352e35/02DA16DD795490F0482575EE003502B7/$FILE/CAP_59AD_e_b5.pdf) [2011年4月アクセス]
- 9 工場及び工業企業 (アスベスト) 特別規則 (Cap.59X). 以下で入手可能：
<http://www.hklli.org/hk/legis/en/reg/59X/s2-30061997.html> [2011年4月アクセス]
- 10 香港工人健康中心. (2008) 香港におけるアスベスト禁止キャンペーン. Occupational Health. Issue 134. June 2008. 以下で入手可能：
http://www.hkwhc.org.hk/hk/download_file/download_142.pdf [2011年4月アクセス]
- 11 情報サービス局. (2001) 第16章：環境－環境アスベストの管理. 香港 2000. 以下で入手可能：
http://www.yearbook.gov.hk/2000/eng/16/c16-04_content.htm [2011年4月アクセス]
- 12 アスベスト禁止国際書記局. (2011a) 各国のアスベスト禁止年表. 以下で入手可能：
http://www.ibasecretariat.org/chron_ban_list.php [2011年4月アクセス]
- 13 アスベスト禁止国際書記局. (2011b) 現在のアスベスト禁止及び制限. 以下で入手可能：
http://www.ibasecretariat.org/alpha_ban_list.php [2011年4月アクセス]

- 14 国際労働機関. (2006) C162 アスベスト条約, 1986. 以下で入手可能:
<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C162> [2011年4月アクセス]
- 15 立法院事務局. (2011) アスベストを含有する製品及び廃棄物. Written Reply of LegCo Question No. 13 of the Council meeting on 30 March.
- 16 国立がん研究所. (2009) アスベスト曝露とがんリスク. 以下で入手可能:
<http://www.cancer.gov/cancertopics/factsheet/Risk/asbestos> [2011年4月アクセス]
- 17 Replies to initial written questions raised by Finance Committee Members in examining the Estimates of Expenditure 2004-05 of Special Finance Committee Meeting on 1 April 2004: Session No. 18. Question Serial No. 0031. 以下で入手可能:
http://www.legco.gov.hk/yr03-04/english/fc/fc/w_q/emb-e.pdf [2011年4月アクセス]
- 18 The Government of the Hong Kong Special Administrative Region. (2008) Press Release: LCQ13: Controls on asbestos. 以下で入手可能:
<http://www.info.gov.hk/gia/general/200803/05/P200803050208.htm> [2011年4月アクセス]
- 19 The Government of the Hong Kong Special Administrative Region. (2008) Press Release: LCQ13: Controls on asbestos works and asbestos containing materials. 以下で入手可能:
<http://www.info.gov.hk/gia/general/200810/29/P200810290156.htm> [2011年4月アクセス]



4月28日のワーカーズ・メモリアルデーで即時全面禁止を求める「ノーモア・アスベスト香港」連盟 (Photo by Taichi Hirano)

2010年12月17日

第3回国家保健総会第5決議 タイ社会をアスベスト・フリーにする措置

第3回国家保健総会は、

タイ社会をアスベスト・フリーにする措置に関する報告を考慮し、

すべての種類のアスベストが一般公衆はもちろんアスベストを使用する事業場の労働者の健康に影響を及ぼす発がん物質であること、及び、世界中の57か国がすでにその使用を禁止していることを認識し、

多数の製品にいまも使用され、1996年の統計に基づくタイはアスベスト消費量で世界第2位を占めるという、わが国に輸入され続けているアスベストの量を懸念し、

政策及び関連する法的措置は今日の状況に合致しておらず不十分であり、アスベストの環境への拡大の制御に対処する直接または間接の規定がなく、また、現在では代替品として使用できる相対的に安全な物質が存在していることに留意し、

わが国におけるアスベストの使用を中止する措置なしには、現に生じている深刻な疾病のリスクはより大きなものとなり、経済的、社会的及び環境的損失はもちろん、ぼう大な人的資源の損失につながるであろうことを心配し、

タイ社会をアスベスト・フリーにするためには、厳格な法的措置及び法の執行の策定、したがってアスベスト使用を永久にやめることができるようにすることはもちろん、注意喚起キャンペーン、アスベスト・フリー製品の生産及び使用の促進及び支援、影響を受けやすい集団のサーベイランスなど、統合的マネジメント・アプローチが必要なことを認識し、

消費者団体のネットワーク及び関連するその他の機関の、公衆衛生方針のひとつとしてタイ社会をアスベスト・フリーにするための措置を共同して作成する取り組みに感謝し、

アスベストに関連するすべての部門が、「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」を唱道する重要な義務を有しており、及び、それには教育部門、法令遵守呼び法令執行機関、健康保険所管機関、事業及び産業部門、マスメディア、民間部門、市民社会が含まれると考え、

ここに以下の決議を採択する。

1. 決議を踏まえた付属文書に示された「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」戦略を採択する。
2. 国家保健委員会事務局が、承認及び戦略の実施及び以下のような迅速な行動をとることの検討のために、「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」戦略を内閣に提出することを求める。
 - 2.1 産業省に、以下の行動をとることを求める。
 - 2.1.1 至急2011年中に、原料としてのアスベスト(クリソタイル)の使用を第4種有害物質として管理する。
 - 2.1.2 アスベストの代替品を使用する商品のための産業製品基準を設定する。
 - 2.2 以下のことを求める。
 - 2.2.1 「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」戦略を実施するために、公衆衛生省が、行動を

とり、また、労働省、産業省、財務省、商務省、科学技術省、内務省、天然資源環境省、教育機関、その他関連機関との調整を行う、主要責任機関として行動すること。

2.2.2 とりわけ建設及び設備据付業における、アスベスト廃棄物の処分のための措置の設定はもちろん、アスベスト含有物質を伴う建築物の解体、修理及び増築を管理する措置を策定するために、内務省が、他の機関と協力して取り組む中心機関役を務めること。

2.3 商務省が、アスベスト含有物質の輸入を禁止するための行動をとることを求める。

2.4 消費者保護基金事務局に以下のことを求める。

2.4.1 アスベスト含有製品を検査し、それについて一般の人々に知らせ、そのような製品の販売を禁止する行動をとること。

2.4.2 アスベスト含有商品、とりわけハイリスク商品を管轄するルール、規則または法律の発行を検討すること。

2.5 財務省が、アスベスト輸入の輸入関税を引き上げ、健康に有害でない代替物質の輸入関税を引き下げ、同じ関税コード中の他の物質に課せられる関税に影響を与えない特別の措置を設定するよう検討することを求める

2.6 首相事務所が、アスベストを含有しない物質が建設、増築または修理に使用されることを明示する基準を、政府の建築物の建設に関する現行の規則に追加することを求める。

2.1.2～2.3に関係するすべての機関は、2年以内(2012年末まで)にそれぞれの課題を完了しなければならない。

2.7 教育省は、アスベスト使用による危険に関する、中央および地方のカリキュラムが策定されるよう調整すべきである。(アユタヤ)

2.8 政府は、アスベストの輸入を制限すべきである。(アユタヤ)

3. 国家保健委員会事務局長が、第4回及び第5回国家保健総会に、進捗報告を提出することを求める。

付属文書

「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」戦略

目標

経済的損失を減らし、労働者、消費者及び一般公衆の健康への損害を軽減するために、2012年までにタイは、すべての種類のアスベスト及びすべてのアスベスト含有製品の輸入、生産及び流通を廃止する。

戦略

タイ社会をアスベスト・フリーにするために、4つの戦略が構想される。

1. 法的措置を通じて、アスベストの使用を廃止し、アスベストから生ずる危害を予防する戦略。
2. アスベストの使用の管理、削減及び廃止を管理する努力を行うことはもちろん、健康に安全な代替物質の使用を促進する戦略。

3. 知識を伝え、人々がこの問題の知識をもつようにするための広報活動を展開する戦略。
4. 健康と環境に関して、リスクにさらされる集団のサーベイランス及びモニタリング・システムを開発する戦略。この戦略には、疾病診断能力の開発も含まれる。

1. 法的措置を通じて、アスベストの使用を廃止し、アスベストから生ずる危害を予防する戦略

労働衛生環境委員会は、労働省、産業省、財務省、情報通信技術省、内務省、天然資源環境省、商務省、社会開発人的安全保障省、教育機関、その他関連機関の協力を得る努力の調整の主要責任機関である公衆保健省とともに、「アスベスト関連法の策定」を行う小委員会を設置する。その全体的任務は、すべての種類のアスベストを廃止し、以下の法令を改善するための適切な時間枠を明示することを目的とした実行手段を策定することである。

1.1 アスベスト使用の廃止及び管理

- 1.1.1 クリソタイル・アスベストが、生産、輸入、輸出及び加工が禁止されることを意味する、第3種有害物質であると宣言する。
- 1.1.2 アスベストが構成要素となっている、とりわけヘアブロー、ヘアドライヤーなどのハイリスク製品を管理するための特別の法令を策定する。これは、関連製品を生産、流通、輸入及び輸出する許可の適切性の見直し及びモニタリングを整えることによってできるだろう。このプランはまた、タルクを含有する化粧品など、生産に使用されるアスベスト含有原料によって汚染される可能性のある製品も対象としなければならない。
- 1.1.3 アスベスト製品及び構成要素としてアスベストを含む製品の管理、輸出及び輸入に関する既存の法律を調節する。
- 1.1.4 同じ関税コードのもの他の物質の関税徴収には影響を及ぼさないような、特別の条件を特定することにより、アスベストの使用を廃止して、人々に代替品を使うようにさせることを検討する。
- 1.1.5 アスベストの代替品を使用する工業製品についての基準の設定を促進する。

1.2 アスベストを含有する環境で働くことによって起こる危害を予防する。

- 1.2.1 アスベストを含有する物質の使用の規制を含む、アスベストの使用を伴う建築物の解体、修理及び増築を管理する措置を策定する。これにはまた、公共事業都市計画局及び地方自治局、産業省などの責任ある機関に、かかる措置の実施する役割を割り当てることの告知も含まれる。これらの措置は、特別の法律のかたちをとるべきである。これらの機関は、監督及び管理を担当する機関がその作業において使用するガイドラインを策定すべきである。
- 1.2.2 1.2.1で述べた作業の監督及び管理に従事する者についての、作業許可及び登録管理のシステムを策定するとともに、かかる作業のモニタリング・システムを策定する。
- 1.2.3 作業におけるより高い安全基準を明示するとともに、これには一般環境におけるアスベスト粉じん量の測定に用いる基準またはデフォルト値の設定を含む。

1.3 アスベスト廃棄物の処理

- 1.3.1 アスベストの管理に関連する場所、処分に関係する作業、とりわけ建設業及び設備据付業における、アスベストの処分についての基準を設定する。アスベスト管理に関する条約に合致するような基準も設定されるべきである。

1.4 被害補償及び福祉

1.4.1 被った被害の補償についての原則及び基準を設定するとともに、アスベストによる影響を被った者に対する必要な福祉を提供する。

1.4.2 アスベストによる影響を被った者を援助するための福祉基金が設置されなければならない。

1.5 人々に今後アスベストを含有する物質及び建設用具の使用の削減を促進するために、法的措置及び長期的な補償措置を策定する。

2. アスベストの使用の管理、削減及び廃止を管理する努力を行うことはもちろん、健康に安全な代替物質の使用を促進する戦略

2.1 首相事務所に、政府の建物及び政府の監督下にある機関の建物の建設のための建材購入及び請負業者契約に関する一連の規則がなければならない。規則は、建物の建設、増築及び修理に、アスベスト含有物質が使用されてはならないことを明示する。

2.2 産業省、労働省及び消費者保護事務所は、持続可能な基盤に沿って主要な関係者のモラルと意欲を高めるために、代替品使用に関する政府の方針に協調する企業を認知するツールとして、称賛及び表彰を活用すべきである。

2.3 国家研究協議会事務所は、教育機関、教育省、科学技術省、産業省、公衆衛生省、タイ研究基金事務所、タイ健康促進財団事務所と協力して、民間部門及び関連機関とともに合同で、以下のことを行う。

2.3.1 情報及びデータが生産者、消費者、一般公衆に役立つ可能性のあるような、疾病の状況、関連製品、代替製品、生産費用に関する研究を支援及び行う。この努力は、アスベストと同等の効果を持つアスベスト代替品として活用するために、自立の原則にしたがって産業由来の製品を代替する地域社会由来の製品を発掘することをめざした地域の知恵の発展を含むべきである。さらに、得られた知見は人々にひろめられなければならない。

2.3.2 企業がみずから製品を開発するのに時間と資本を浪費することなく、迅速に活用できるように、民間部門に対してかかる製品の開発の情報をひろめる。

2.4 セメント、タイル及び屋根材、ブレーキ、クラッチ、ヘアブローワーの生産者及び建設企業など、関連するタイの指導的産業との協力関係を構築する。この目的は、アスベスト代替製品に関する知識及び理解を交換することである。同時に、アスベストの使用を削減するための手段をみつけだすための同盟をつくりだす。

3. 知識を伝え、人々がこの問題の知識をもつようにするための広報活動を展開する戦略

首相事務所、公衆衛生省、産業相、労働省、内務省、教育相、財務省、商務省、科学技術省、自然資源環境省、教育機関及びタイ健康財団事務所などの国の機関は、以下のことを行うために、市民団体及び関連団体と協力する。

3.1 電子メディアを活用して、この問題に関係する機関の間で、情報及びデータの交換を促進するためのデータセンターを確立する。このセンターは、アスベストに関するデータのクリアリングハ

ウスであるべきであり、毎年、一般公衆及び関連団体に情報をひろめることはもちろん、継続的にデータを更新すべきである。

3.2 地方自治体は、公開討論会をアレンジし、意見、情報を交換することができるようにし、社会のすべての部分及び関係者から事実を集めるべきである。

3.3 すべての州において、市民団体の連合体及びネットワークと協力してモニタリングを行うための、サーベイランス及びモニタリング計画を設定する。また、人々に継続的に知らされるべき、実行及び評価における進展をひろめるべきである。

3.4 アスベストから生じる危険性はもちろん、アスベストを含有する製品に関してなされる発表及び情報に関して、人々及び消費者に知識を知らせるために、メディア及び市民団体と協力する。情報は、継続的に及び国のあらゆる地域をカバーして、放送塔及びローカルラジオを含む様々なメディアを通じて知らされるべきである。

3.5 教育省及び公衆衛生省は、アスベスト使用から生ずる危害の問題に関して、中央及び地域の両方のレベルで、教育及び学習カリキュラムをもって、広報の努力を統合すべきである。

3.6 タイ健康促進財団は、継続的な広報活動を行うために、情報を広めるのを支援すべきである。

4. 健康と環境に関して、リスクにさらされる集団のサーベイランス及びモニタリング・システムを開発する戦略

公衆衛生省は、労働省、産業相、内務省、自然資源環境省と協力して、教育機関、民間部門及び市民団体とともに、以下の行動をとる。

4.1 国におけるリスクのあるすべての領域をカバーし、健康及び環境リスクをチェック及び評価する部門を確立する。この部門の作業は、法律の執行において厳格であることはもちろん、国際的に認知された技術基準にしたがうべきである。その目的は、関連疾患を予防及び管理する、作業現場における適切な安全基準をもつことである。

4.2 健康スクリーニング、健康サーベイランス、健康に関するリスクアセスメント、診断及び検証に用いる基準、写真の読影、以上の措置の実行の品質管理及び支援に役割を果たす者はもちろん、関連する公衆衛生専門家の育成、登録及び人数の拡大における、原則及び基準を明示するとともに、研究及び開発を行う。

4.3 関連する機関の間における連携、及びアスベストによる危害のリスクに関するサーベイランスが効率的であるようなデータ及び情報へのアクセスを確保する。また、使用及び保管されている場所を含めたアスベスト/アスベスト含有製品の登録、疾病の潜伏期間についてのアスベストに接触したことのある者の登録もなければならない。アスベストと関連する疾病に関するサーベイランス・データも集められなければならない。これには接触曝露を評価したデータと疾病に関するデータを結びつけるデータベース・システムの確立が含まれる。また、アスベストに曝露したことのある者について継続的にフォローアップするシステムも確立されなければならない。このシステムは、作業の前、間及び後の曝露をカバーし、また、インフォーマル・セクターで働くリスク集団及び一般の人々もカバーしなければならない。

4.4 アスベストに曝露した者の観光に関するデータと関連付けられたデータベースをつくるために、国内における製品のモニタリング及び検査における協力体制を確立する。

第3回国家保健総会第5議題 タイ社会をアスベスト・フリーにする措置

状況及び影響

1. アスベストは、自然に生成する繊維性ケイ酸塩を説明するのに用いられる一般用語で、角閃石系及び蛇紋石系の2グループに分類される。後者がただ一種類だけ、クリソタイル（現在もお使用されている）からなるのに対して、前者はさらに、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト及びアクチノライトの5種類に分かれる。アスベストは、耐久性、高伸長、高温及び高酸、アルカリ及びいくつかの種類の化学物質に対する抵抗性などの特性を有している。このため、多様な物質及び製品の製造にはばびろく使用される。輸入されるアスベストの90%以上は、耐火タイル、屋根材及びセメント管などのアスベストセメント製品の生産に使用されている。約7%は、ブレーキライニング及びクラッチフェーシングなどの製品の製造に使用され、残り3%は、断熱材、ゴム製床の下敷、プラスチック・コンテナ、耐火衣、波形スレート、及びアイロン用断熱ケーブルなどの他の製品の生産に使用されている。海外で行われた調査によると、3,000種類以上のアスベスト含有製品が存在すると推定されている。
2. 重要なアスベスト関連疾患には、石綿肺、肺がん、中皮腫または胸膜及び腹膜のがん、胸膜肥厚が含まれる。多くのアスベスト関連疾患が発症までに20～30年かかる。影響を受けやすい人々は、ある程度は法律によって管理することのできるアスベスト関連産業で働く者、及び、他のいくつかの目的でアスベストを使用する者、のふたつのグループからなる。後者のグループは、その活動を規制する法律をもっていない。アスベストによる危害の多くは、たとえばタイル/管の切断、使い古したブレーキライニングまたはクラッチフェーシングの交換など、据え付け及び使用後の減価の間に生じた粉じんにある。適切な規制なしの、アスベスト絶縁ヘアスプレーを含む、標準以下の製品またはある種の粉じんを生む商品の使用は危険でありうる。
3. すべての種類のアスベストが発がん物質であることは、研究者の間及び国際社会では一般的に受け入れられている。結果として、世界保健機関（WHO）及び国際労働機関（ILO）などの機関は、あらゆるアスベストに関連した健康に対する影響を予防するために、この問題の管理に大きな注意を払っている。世界で1億2500万の人々が仕事でアスベストに曝露していると推定されている。このうち毎年、10万人以上がこの物質への曝露によって死亡している。仕事に関連したがんによる死亡の3分の1が、アスベストによって引き起こされたものである。アスベスト関連疾患を根絶する手段は、国際労働会議及び世界保健総会によって採択された多数の決議のなかにみられる。例えば、第58回世界保健総会は、がんの予防及び管理を促進するWHA決議58.22を採択し、第60回総会は、アスベスト関連疾患を管理及び根絶するために、すべての加盟国に対して、すべての種類のアスベストの使用をやめるよう求めたWHA決議60.26を採択している。現在、アスベストの使用をすでに禁止した国は50か国あり、さらに多くの国が従おうとしている。これは製造業者に、自由貿易地域（FTA）の圧力、あるいは経済及び貿易を所管する様々な省を通じた介入をつかって、世界保健総会の場で抵抗を示すことを含め、使用されるこの繊維の量を維持

するために可能なすべての手段を試みさせている。

4. 国内にはアスベスト鉱山がないことから、タイは70年以上にわたってこの物質を輸入してきた。疾病の発症には長期間かかることから、発症率は時がたつにしたがって明らかになってくると考えられている。現在、タイは、ロシアに次いで世界第2位、3kg/人/年という高いアスベスト消費率である。消費率は経済状況の変動に左右される。現在、ある主要製造業者がその生産におけるアスベストの使用を中止した。しかし、消費率は著しくは下がっていない。ことによると、アスベストの価格が転落しているのを、禁止される前に商品を製造する絶好の機会をつかんでいとみる生産者がいるという重要な過渡期なのかもしれない。したがって、この問題に対処する具体的な措置が取られない限り、近い将来、より多くの人々が一層の健康問題に苦しむことが予想される。
5. 2009年に労働保護福祉局が、プレーキライニング、タイルまたはセメント管及び接着剤の生産に携わっている26工場における、アスベスト曝露による疾病のサーベイランスを実施した。作業環境周辺に飛散するアスベスト粉じんの量は、容認できる安全基準を超えていた。労働者がこの物質を吸入するほとんど80%の機会があった。加えて、彼らはアスベストについて何も、またはわずかな知識がなく、現場にはいかなる健康防護措置も存在していなかった。例えば、特別の作業衣を着用している者はいなかった。労働者は、家に帰る前に、着替え及びシャワーを要求されていなかった。呼吸に対する有効な防護機器も提供されていなかった。アスベスト粉じんが周囲に飛散している可能性のある作業現場において、喫煙または飲料は禁止されていなかった。問題の事業が作業環境へのアスベスト粉じんの飛散をもっともおこしやすいものであるという明らかな事実にもかかわらず、安全作業マニュアルも存在していなかった。労働者の健康検査から、40%の者が標準よりも肺機能が低下していることがわかった。
6. 2008年の疾病管理局の、同じ産業の14企業におけるアスベストによる肺疾患のサーベイランス及び監視に関する報告書によれば、かかる疾病として分類されうる異常な症状をもつ39症例がみつかった。20人は、高解像度CTスキャンを実施したときに異常があることがみつかった。これまでにタイは、胸膜の作業関連がんで死亡した1患者、石綿肺に罹患した3患者、その症状が石綿肺に分類されうる7患者、33件の胸膜肥厚症例をもつだけである。発症率の低さの理由は、人々の作業歴または曝露歴の記録システム、健康情報システムと関連付けられる必要性のあるものが存在していないことである。したがって、診断に直接関係のある疾病を結び付けようとする試みはなされてこなかった。加えて、診断及び検死を専門とする医師が不足している。それゆえ、有効なシステムを創設及び発展させる必要がある。アスベスト含有商品の使用者の健康リスクに関するデータベースに関しては、タイにおける研究からはこれまでに証拠がない。しかし、海外では研究、及びアスベスト含有商品の使用による膨大な被害を請求する訴訟がある。
7. 現在、多くの製品について、多かれ少なかれ同じ効果を持つ多様なアスベストの代替物質の生産に、著しい技術的進展がなされている。代替品の例としては、ファイバークラス、ロックウール、スラグウール、セラミック繊維がある。タイは、水道管はもちろん、平板及び波形タイルについての代替品として、ポリビニル・アルコール繊維(PVA)を輸入している。また、ポリアクリルニトリル繊維、アラミッド繊維、金属繊維、ロックウール繊維、チタン酸カリウム及びバーミキュライトもまた、プレーキ及びクラッチ生産業における代替物質として使用されている。

方針及び関連措置

8. 国際レベルでは、加盟国にすべての種類のアスベストの使用の禁止及び根絶を訴えた、2006年の第75回国際労働会議の決議の結果から生じた「アスベスト関連疾患の根絶はもちろん、アスベストを禁止及び根絶するための措置」が存在している。同様に、世界保健総会は、加盟国にそれを実行にうつすことを訴えた、2007年のアスベスト関連疾患を根絶する戦略を採用した決議（WHA決議60.26）を採択した。

9. タイは、アジア太平洋、アフリカ、ヨーロッパ及び北アメリカの26か国から参加した、最初の国際アスベスト会議を2006年に開催した。この会議は、①アスベストの全面禁止、②労働者及び公衆の防護、③代替品の使用の促進、④情報交換、⑤開発途上国へのアスベストの移転及び生産の動きの阻止、⑥企業の社会的責任、⑦アスベスト関連疾患のサーベイランス、及び、⑧国際協力を求めた、アスベスト関連疾患の根絶に関するバンコク宣言を採択した。[2006年8月号参照]

10. これまでタイには、アスベスト使用を厳格に直接規制する法律はなかった。ほとんどは、化学物質使用の一般的制限または有害物質の代替品の使用にふれたものである。結果的に、厳格な規制を欠いている。アスベストが環境に取り入れられるルートに関して、有効な規制は存在していない。関連する政府機関は、それらが管轄下にある分野だけに関連した独自の法律をもっている。管理及び調整に関しては、大きなギャップがある。とりわけ罪のない公衆が、有害な影響を受ける可能性がある。人々は、きれいな環境のなかで暮らす、または安全な製品を使う自らの権利を守る方法に関する選択を行使できない。例えば、アスベストが使用された建物のメンテナンス、増築または解体の規制に責任をもつ政府機関はない。アスベストの遺物または廃棄物の処分を管理するシステムもない。とりわけ家庭用途における安全に関する、産業製品の基準もない。例えば断熱材の設置など、アスベスト含有製品を使用する企業に対する管理もない。また、いかなる作業領域においても、入手できるグッド・プラクティスも存在しない。

10.1 有害物質法(1992年)は、化学物質のリストを発表し、また、規制の必要性に応じて多様な種類の物質を分類する権限を有害物質委員会に付与した。現在、クリソタイルだけが、その使用に産業活動局の許可が求められる、第3種に分類されている。残る他の5種類はすでに禁止されている(第4種に分類)。したがって、使用を禁止する権限は、産業省の手のなかにある。また、法律は、向上において有害物質の保管を安全に管理するために、責任ある者を置くことを求めている。この責任には、アスベスト廃棄物の管理及び処分も含まれる。管理は、原料及び生産廃材としてのアスベストも対象とする。工場は、輸送目的の文書システムのなかで参照に使われる13桁の数字を用い、有害廃棄物の分析及び管理に用いられた方法を含め、有害物質の量及び容器の数の目録をそろえることが求められる。後者は、内部の有害廃棄物に反応しない安全かつ強固な容器に納められなければならない。工場はまた、輸送されるときに有害廃棄物の輸送に添付される文書を用意することはもちろん、特異な出来事及び緊急事態に対処するための予防計画及び措置を策定することを求められる。

10.2 工場法(1992年)は、工場におけるアスベストの管理において、許可受領者(すなわち事業者)の責任を規定している。これらの要求事項は、化学物質管理に対するものと同じである。契約を更新する場合には、一定の条件を満たさなければならない。アスベスト使用工場は、大気中のアスベスト粉じん量が2繊維/ccを超えないように管理し、また、作業中の安全措置を提供しなければならない。該当する工場は、有害指標、リスクアセスメント、及びリスクマネジメント計画を含む、その操業において生じる可能性のある有害リスクを分析した報告書を作成することを求

められる。

10.3 労働保護法(1998年)は、他の化学物質一般と同様にアスベストの管理を扱っている。1978年以来、作業環境の汚染が5繊維/ccを超えないよう求める安全基準が設定されている。この基準はいまでは時代遅れとみなされている。今日、アメリカ政府産業衛生士会議は、0.1繊維/ccの基準を設定している。アスベストは、労働者が健康検査を受けることを求められる化学物質のリストに分類されている。また、同法は、労働者の健康検査の基準及び手法を設定しており、その結果は労働監督官に提出される。健康検査を行う者は、労働医学を執行する免許をもった現代医学の一流の医師でなければならない。検査の後、結果は健康記録手帳に記載されなければならない。

10.4 公衆衛生法(1992年)は、健康有害企業について規定している。規制が必要とされるアスベスト関連作業は、①ブレーキライニング及びクラッチフェーシング、②原料または混合物としてアスベストを使う製品、すなわちブレーキライニング、クラッチフェーシング、屋根材、床タイル、ゴム製タイル、繊維天井板、及び水道管の製造、③建設、の3グループに記載される。規制は通常、一般省令のかたちをとる。特定の企業を規制するために発行される一定の基準、措置、及び手法はあるものの、多くの条項は労働保護法に基づいたものである。一般的に言って、この法律及び規則は、一定の基準が労働者の健康の保護に合致するのを確保するよう設計されている。措置は、労働関連疾患を予防するための健康サーベイランスはもちろん、労働安全衛生マネジメントをカバーしている。これらすべては、作業環境のモニタリングにおいて、労働省が果たす役割を補足している。

10.5 産業製品基準法(1968年)は、産業製品についての標準仕様を提供している。アスベストは現在でも、特定の義務的要求事項なしに、いくつかの商品の製造に認められている。換言すれば、製造者は、その製品が認証されていることを望みさえしなければ、その要求事項を順守しないと決めることができる。

10.6 消費者保護法(1979年)は、ラベル表示に関する委員会に、身体的及び精神的健康に有害な可能性のある商品を、ラベル表示のもとで規制されるべき商品と宣言する権限を付与している。現在、同委員会は、とりわけブレーキ、クラッチ、屋根タイル、ゴム製タイル、及び水道管などの商品における、アスベスト含有商品の管理に関する通知を発行している。管理には、消費者保護管理評議会によって発行された通知No.27(2009年)及びNo.29(2010年)に規定されているように、使用するための指示はもちろん、ラベル及び警告表示が含まれる。しかし、このような措置はたんに消費者に、ある製品を購入を決める際に、可能性のある危害、予防または選択肢を知らせようという試みにすぎない。かかる類いの教育及び注意喚起には、最大限ひろく人々に届けることができるようにするためプロセスのなかに構築される必要がある。

行動の制約及び問題の解決

11. 法律的には、タイの既存のアスベスト関係法は時代遅れで、役に立たず、現実を反映していないことがわかった。アスベストの環境中へのひろがりに対する規制を扱う、直接的または間接的規定は存在していない。

11.1 新しい建物へのアスベスト製品の使用はもちろん、アスベスト含有物質の使われている古い建物の解体、修理及び増築を規制する法規定は存在していない。アスベストの管理または

禁止に関する特別の規定は存在しない。アスベスト使用に係る作業が行われる場合、どの機関から、どのようなやり方で、許可が必要かどうか明らかな要求事項もない。

11.2 建設安全に関する省令は、アスベストを対象としていない。そのような作業にかかわる人々の登録を管理するシステムも存在していない。

11.3 労働省の労働安全基準は時代遅れである。さらに、タイはいまだに一般環境におけるアスベスト粉じんレベルの基準をもっていない。

11.4 アスベスト含有製品、とりわけヘアブローワなどのハイリスク商品の使用を規制する法律が存在していない。タルク含有化粧品などの、自然に生成するアスベスト含有商品の検査についての基準も設定されていない。

11.5 アスベスト・フリー商品についての基準が存在していない。それを義務的な基準にしようとする試みもない。

11.6 商品の輸入を管理する法律は時代遅れであり、現実には起こっている変化の速度に追いついていない。

11.7 税及び関税率を設定する法律は、アスベストを他の化学物質と同じグループにおいており、したがって変更が他の化学物質にも影響を及ぼすことから、変更することをきわめて困難にしている。現行の法律によれば、国内で生産されておらず、輸入しなければならぬ原料アスベストは課税を免除されている。この問題は、アスベストが発がん物質であり、すでにその使用を中止した国もあるという特別な条件のもとで、改められなければならない。加えて、自由貿易地域(FTA)のような条件のもとでの一定の貿易の制約にも特別の注意が払われるべきである。

12. 管理の制約が以下の状況のもとで確認される。

12.1 環境を監督する政府機関が現在使っている機器は、その数が十分でなく、問題のある地域で利用することができない。アセスメントの領域ではいまだにきわめてわずかの専門家しかおらず、適切なトレーニングを受けていない者もいる。

12.2 現在、アスベストを根絶するよう計画された機関の能力に関して、特別の要求事項は設定されていない。

12.3 タイにおいてどの種類の商品がアスベストを含有しているか、それらが産業活動局に登録されているか否か、及びどの商品が今後の使用を見直され、禁止されるべきかがチェックまたはモニターされていない。

12.4 有効な汚染管理をもつためには高い投資を必要とする。

12.5 労働者の作業歴、曝露歴、または健康歴を記録するシステムが存在していない。

12.6 健康サーベイランス及び環境についての品質管理システムが存在していない。

13. 疾病サーベイランスに関する制約に関しては、労働者の疾病サーベイランス・システムが役に立っていないことがわかっていてる。加えて、アスベスト製品の据付者及びユーザーを含む影響を受けやすい集団については、サーベイランス・システムが設定されていない。サイズまたは品質に関して、使われているフィルムは標準以下である。フィルムを読影する専門家がいない。また、アスベスト関連疾患の診断及び検死の専門技能をもった医師の数が不足している。

国家保健総会による検討課題

国家保健総会は、文書NHA3/決議案5を検討するよう求められている。

がれき処理における防じん対策 環境・厚労合同の委員会も発足

東日本大震災に係る対応は日々進展している。

全国安全センターでは、福島第一原発における労働者の安全衛生対策を中心とした厚生労働省との交渉を5月16日に予定しており、これについては次号で報告したいと考えている。

有害化学物質削減ネットワーク（Tウォッチ）では、東日本大震災の被災地域の工場の化学物質の流出について、参考情報としてPRTRデータを届出している工場のデータをまとめている。グーグルで地図上に所在地もプロットしているので参考にしたい。

<http://www.toxwatch.net/>

PRTRinfo/20110311daishinsai.html

アスベスト対策では、環境省が「東日本大震災におけるアスベスト調査委員会」を、また、厚生労働省が「東日本大震災の復旧工事に係るアスベスト対策検証のための専門会議」を参集したが、両者は委員の構成が同一で、第1回が合同で5月11日に開催された。両省が協力して取り組む姿勢を示したものと歓迎しているが、東京労働安全衛生センターの外山尚紀さん（労働衛生コンサルタント）が委員に加わっている。今後現地で実施されるアスベストモニタリングの計画策定・実施・評価等を行うこととともに、現在のアスベスト対策の検証やモニタリング結果を踏まえた対策の検討が行われる。

他方、4月22日に開かれた民主党のアスベスト対策プロジェクトチーム/環境部門・環境保健ワーキングチーム合同会議で、東日本大震災復興におけるアスベスト粉じん対策に関する市民団体の緊急

提言ということで、アスベストセンターの永倉冬史・事務局長のヒアリングが行われた。

永倉氏は、とくに5月の連休にたくさんのボランティアが現地に入ることが想定されることに合わせて、アスベストに関する基礎的な知識の周知と、有効な防じんマスクの普及の必要性を強調した。

このことがはずみをつけさせたと考えているが、厚生労働省は、「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」（30頁）に続いて、「初めてがれき処理に従事する労働者等の労働災害防止対策について」（32頁）を発出するとともに、全国の都道府県労働局で講習会を開催し、労働者以外、ボランティア等にも受講を呼びかけた。同省はまた、「東日本大震災の復旧工事に於いて使用する呼吸用保護具の取扱に関する特例について」（33頁）も発出している。

2009年の石綿障害予防規則改正で鋼鉄船舶も対象とされているところだが、損壊した船舶の処理も気にかかるところで、厚生労働省はさらに5月10日付けで「船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」（35頁）を発出した。

環境省の方では、4月5日付け「東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について」に続いて、4月28日付けで「東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について」を示した。同省はまた、4月27日に、「被災地におけるアスベスト大気濃度調査結果」を公表しているが、



被災地ではがれきの除去作業がよいよ本格化する（5月4日 釜石市内）

これは、前述の委員会によるモニタリング実施に先立つ予備調査と位置づけられている。

5月12日時点の環境省資料によれば、震災廃棄物の処理状況は以下のとおりとのことであるが、いよいよ処理が本格化してくるなかで、安全・衛生・環境対策も本格化されなければならない。

【岩手県】 県下の12市町村で合計82箇所の仮置場を設置済。現在の確保面積は130haであり、今後、国有林等の提供を得て必要な面積（約300ha）を確保する予定。5/11現在の報告によれば、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は合計で約110万トンであり、がれき推計量約600万トンの約18%。がれき撤去作業が本格化していなかった陸前高田市では5/6より本格的に撤去作業を実施。がれき撤去等の作業に関し、大船渡市、釜石市、山田町、田野畑村等で、今後、合計約1,960人の地元住民の雇用が見込まれている（4/30現在では約170人を雇用済）。県は、膨大な量のがれきを可能な限り早急に処理するため、5/9に部内横断組織として災害廃棄物対策特命チームを立ち上げ、体制を強化。災害廃棄物処理計画の策定、処理事業の実施設計・発注等を一元的に推進。

【宮城県】 県下の33市町村において、合計113箇所の仮置場を設置済。県は、二次仮置場に必要用地として、公有地約450haを確保。また、

県北部（気仙沼市等）の民有地確保に関し、環境省より非常時の土地収用が可能な旨を県に対して回答したところ。5/11現在の報告によれば、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は合計で約230万トンであり、がれき推計量約1,600万トンの約14%。仙台市では、4/22より住宅地のがれき撤去を進めており、海岸地区の3つの仮置場（約100ha）に搬入中。市では、分別を徹底し、適正処理とできる限りの資源化を推進。なお、市及び県では、仮設焼却炉を設置予定。石巻市、気仙沼市、女川町等では、腐敗水産物の処理を推進（冷凍冷蔵庫からの搬出済量約2万トン、うち海洋投入量約1.3万トン）。なお、この処理作業に関して、今後、合計約290人の地元住民の雇用が見込まれている（4/30現在では約210人を雇用済）。

【福島市】 県下の26市町村において、合計131箇所の災害廃棄物の仮置場を設置済。5/11現在の報告によれば、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は合計で約12万トンであり、がれき推計量約290万トンの約4%。1がれき撤去や仮置場の管理等の作業に関し、相馬市、いわき市、新地町等で、今後、合計約100人の地元住民の雇用が見込まれている（4/30現在では約40人を雇用済）。

表紙の裏面をごらんいただきたいが、マスク支援プロジェクトも継続・進展しているところなので、ぜひご協力をお願いしたい。



基発0422第1号
平成23年4月22日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

東日本大震災に係るがれき処理 に伴う労働災害防止対策の徹底 について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係るがれき処理に係る労働災害防止対策については、平成23年3月28日付基安安発0328第2号、基安労発0328第1号及び基安化発0328第2号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」等によりその徹底について指示しているところである。

このほど、がれき処理作業に係る安全衛生対策のQ&Aを別添のとおり策定したので、復旧工事を行う事業場等に対する周知、指導に遺漏なきを期されたい。なお、当該Q&Aの周知に当たっては下記に留意すること。

記

1 発注者、事業者、作業従事者に対する啓発指導について

がれき処理に伴う労働災害防止上配慮すべき事項について、別添のとおり、発注者、事業者、作業従事者に向けたQ&A「がれき処理に伴う労働災害を防止するために」を作成し、本省のホームページに掲載したので、これを活用して啓発しつつ指導を行うこと。

また、廃棄物の焼却作業を行う事業場に対しては、上記Q&Aと併せ、平成13年4月25日付基発第401号の2「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」についても併せて指導すること。

2 その他

防じんマスク等の保護具の着用方法について専門家による指導を希望する事業者に対しては、社団法人日本保安用品協会が保護具アドバイザーを紹介している旨、情報提供すること。

別添

がれき処理に伴う労働災害を防止するために

1 がれき処理の際、粉じんや有毒な化学物質から身を守るためにどのような点に注意が必要ですか。

がれき処理によるけがや疾病・感染症を防ぐため、マスク、ヘルメット、ゴーグル、ゴム手袋、底の丈夫な靴等の保護具を使用するとともに、肌の露出を避ける服装で行う必要があります。マスクは、できるだけ国家検定合格品またはこれと同等以上の性能の防じんマスクをしてください。

また、複数人で行動する必要があります。さらに、がれきを高く積み上げると自然発熱・発火のおそれがあるため、高さ5m以上積み上げることは避ける必要があります（詳しくは、参考の各種資料を御確認ください）。

（参考）

- ・災害廃棄物早見表 廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」（平成23年）
- ・災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル 廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」（平成23年）
- ・震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言（平成23年）日本学術会議東日本大震災対策委員会
- ・東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について 厚生労働省労働基準局長通達

2 こぼれている毒劇物を見つけたときはどうすればいいですか。

触れずに保健所に届け出てください。また、メッキ工場、農協の倉庫、漁協の倉庫、クリーニング

工場などのがれき処理では、危険有害な化学物質が取り扱われていた可能性があるため、金庫、鍵付きロッカー、ポリタンク、薬用瓶等には不用意に触らないようにしましょう。

(参考)

- ・ 東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について 厚生労働省医薬食品局事務連絡 (3月30日)

3 トランス、コンデンサ等を発見したときはどうすればいいですか。

古いトランス、コンデンサ等でPCBが含まれているものがそのまま工場に保管されていることがあります(新しいものは問題ありません)。PCBの飛散、流出等を防止する観点から、他の廃棄物と分別する、必要な漏洩防止措置を講じる等の特別な管理が必要です(詳しくは、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について 環境省(平成23年)」を御確認ください)。また、工場の床に直置きされているものでは、動かしたとたんに底が抜けるようなことも考えられるため、不用意に触らないようにしましょう。

(参考)

- ・ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について 環境省(平成23年)
- ・ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理に向けて 環境省

4 アスベストらしいものが吹き付けられた建材をみつけたときはどうすればいいですか。

アスベストの飛散やアスベストによるばく露を防ぐため、養生、散水、立入禁止、保護具の使用が必要です(詳しくは、参考の各種資料を御確認ください)。

(参考)

- ・ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省(平成19年)
- ・ 廃石綿が混入した災害廃棄物について 環境省(平成23年)
- ・ 目で見えるアスベスト建材(第2版) 国土交通省(平成20年)

- ・ 建築物の解体等の作業における石綿対策 厚生労働省(平成21年)
- ・ 解体工事を始める前に 環境省
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 環境省(平成19年)
- ・ 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い 建設副産物リサイクル広報推進会議(平成21年)
- ・ 改訂版建築物の解体等工事における「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(平成19年) 建設業労働災害防止協会

5 破壊されて立ち入りの危険な建物等の解体等を行う場合はどうすればいいですか。

散水、薬剤散布等を行いながら、適切な呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具以上の性能)を着用して解体してください。建物の四方は、当該建築物等の高さ+2メートル又は3メートルの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生してください(詳しくは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省(平成19年)」を御確認ください)。

(参考)

- ・ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省(平成19年)

6 燃焼しているがれきがある場合にはどのような注意が必要ですか。

火災等によりがれきが燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中のがれきに近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

7 化学物質による労働災害の防止対策について専門家を紹介して欲しいのですが。

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
(本部 Tel 03-3453-7935)に御相談ください。

8 防じん(防毒)マスクの着用方法を指導して欲しいのですが。また、保護具について教えて欲しいこともあるのですが

最寄りの労働局を通じて、社団法人日本保安用品協会に連絡すると、直接、説明してくれるか、又は現地の保護具アドバイザーを紹介してくれます。

9 化学物質の名称はわかっているが、危険有害性がわからないときはどのように調べればいいですか。

当該化学物質を取り扱っていた会社に化学物質等安全データシート（MSDS）があると思われるので、御確認ください。なお、安全衛生情報センターホームページに約2000物質のモデルMSDSが掲載されていますので、必要な場合は御確認ください。

10 がれき処理を行う際に注意すべき点を教えてください。

作業開始前のミーティングをしっかりと行うとともに、近接する場所で輻輳して作業が行われることもあるため、作業間の連絡調整を行うようにしましょう。

作業を行う際には、身体を保護するために、作業手袋、安全靴、保護帽などを身に付けるようにしましょう。

また、無理な姿勢で作業を行うと腰痛になるおそれがありますので注意しましょう。

11 がれき処理に建設機械を使用する際の注意点を教えてください。

ドラグ・ショベルなどの車両系建設機械を使用する場合には、車両系建設機械運転技能講習修了の資格が必要です。（車両系建設機械の機体重量が3トン未満の場合は、特別教育を受けていれば運転の業務を行うことができます。）

（技能講習や特別教育を実施している機関は、最寄りの労働基準監督署・労働局にお問い合わせ下さい。）

運転の業務を行う際には、資格を証する書面を携帯して下さい。

実際に運転の業務を行う場合には、周囲で作業をしている方がいないか注意して下さい。誘導者がいる場合には、誘導者の指示に従って下さい。

また、クレーン機能が付いていないドラグ・ショベ

ルでは、荷のつり上げ作業は原則としてできませんので注意して下さい。

12 労働安全衛生法について知りたいときはどこに相談すればいいですか。

最寄りの労働基準監督署・労働局に御相談ください。

基発0425第1号
平成23年4月25日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

初めてがれき処理に従事する 労働者等の労働災害防止 について

初めてがれき処理に従事する労働者等の労働災害防止について東日本大震災の被災地においては、震災発生から1か月を経過し、今後地域によってはがれき処理が本格化するところであるが、膨大な量のがれきを処理するために多くの労働者が必要になることから、これまでこうした作業に従事したことがない労働者が新たにがれき処理に従事する可能性があるところである。

現時点では、地方自治体はなるべく地元の建設業者に発注してがれき処理作業を行うこととしているとの情報があるものの、被災地以外の地域に所在する建設事業者等が標記の者を使用してがれき処理作業を実施する可能性も場合によってはあると考えられることから、各局の実情に応じ、下記により初めてがれき処理に従事する労働者等の労働災害防止に取り組まれたい。

記

1 リーフレットの掲載等

リーフレット「がれきの処理における留意事項」（事業者向け及び作業員向け）を各労働局のホームページに掲載すること。

2 建設業者等の指導等

被災地で行うがれき処理作業を請け負った建設業者に対しては、関係団体を通じる等の方法により次の事項が徹底されるよう指導すること。

- (1) 被災地で労働者を新たに雇う場合は、雇入れ時教育や新規入場者教育を確実に実施すること。
- (2) 被災地に労働者を派遣する際には、あらかじめ安全衛生教育を実施した後、現場に送り出すこと。その際には、リーフレット「がれきの処理における留意事項」も活用すること。

3 初めてがれき処理に従事する者に対する労働災害防止のための講習の実施

東日本大震災の被災地においてがれきの処理を行う事業者及び労働者（労働者以外の個人事業主やボランティアにも受講してもらって差し支えないこと。）を対象として、以下の講習を実施すること。

と。

(1) 講習の時期について

4月28日（木）迄の間に初回の講習を実施すること。

なお、それ以後の講習の実施については、受講希望者の状況を見て各局ごとに判断すること。

(2) 講習内容

事業者に対しては別添1のパンフレットの内容を、労働者に対しては別添2のパンフレットの内容について講習すること。[別添省略]

なお、受講者の中には、初めてがれき処理に従事する者が含まれていることから、丁寧かつ解りやすい説明を心がけること。

(3) 受講希望者の募集

都道府県労働局のホームページで受講希望者を募集すること。また、東日本大震災の被災地においてがれきの処理を行う建設事業者等を把握している場合には、受講を勧奨すること。

基発0411第2号
平成23年4月11日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について

東日本大震災の被災地においては、地震の揺れ及び津波によって多くの建物が損壊、倒壊しており、今後の復旧工事に当たっては、膨大な量のがれきの撤去が必要になっている。

これらのがれきについては、建築物に用いられた断熱材やスレート板等に石綿が含まれている可能性があることから、その撤去に当たっては、石綿の含有の可能性を前提として防護措置を講じることが重要である。このため、石綿障害防止規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿

則」という。）第44条の規定を踏まえ、被災地においては屋外におけるがれきの撤去であっても、石綿から防護できる有効な呼吸用保護具を着用させることが適当である。

他方、東日本大震災は広範な地域に甚大な被害を及ぼしていることから、復旧工事における呼吸用保護具の需要が急速に高まっているが、既に復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じており、労働者の健康を守る観点から呼吸用保護具の確保を速やかに行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、国家検定を取得していない防じんマスクについて、学識経験者及び国家検定機関の専門家にその性能について意見を求めたところ、下記2に掲げる諸外国の一定の規格に適合しているものは、国家検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力があることを確認したところである。

このため、今般、東日本大震災の復旧工事に携わる労働者の健康障害を予防するための当面の措置として、国家検定を取得していないものの、下記2に掲げる諸外国の一定の規格に適合している

防じんマスクについては、国家検定合格品である防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、屋外で行われるがれき処理の作業について、石綿則第44条の呼吸用保護具として使用することを地域を限って認めることとしたので、下記に留意の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 特例措置の概要

屋外において石綿を含有するがれきを取り扱う場合には、石綿則第44条の規定に基づき有効な呼吸用保護具を備付えることが義務付けられており、その具体的要件として、平成17年3月18日付け基発第0318003号において、防じんマスクについては国家検定に合格しているものであることを求めている。

今般、国家検定合格品である防じんマスクの供給不足に対処するため、当面の措置として、地域、作業を限定した上で、国家検定は取得していないものの、国家検定合格品と同等以上の性能を有すると認められる諸外国の一定の規格を満たしている防じんマスクについて、石綿則第44条に呼吸用保護具として使用することを認めることとし、労働者が呼吸用保護具を着用しないまま復旧工事に従事することのないようにしようとするものであること。

2 石綿則第44条の呼吸用保護具として取り扱うために防じんマスクが具備すべき要件について

石綿則第44条の呼吸用保護具として認める防じんマスクは、米国立労働安全衛生研究所（NIOSH）の規格である、N95、N99、N100規格のいずれかに適合しているものであること。

3 上記2に該当する防じんマスクの使用に当たって留意すべき事項について

N95、N99、N100規格については、国家検定規格と比較して、吸気抵抗が大きい、締めひもの引っ張り試験が行われていないといった相違点がある。

このため、N95、N99、N100規格の防じんマスクを使用する場合には、多少息苦しくても作業中に

防じんマスクを取り外したり、締めひものを緩めたりすること等のないよう、適切な着用方法を徹底させること。

また、締めひものが緩んだり、切れているものについては、直ちに新しいものと交換させるほか、所定の使用時間での交換を徹底させること。

4 上記2に該当する防じんマスクを石綿則第44条の呼吸用保護具として使用することを認める地域について

この取扱いは、建物の損壊、倒壊等の被害が甚大である、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県に限定すること。

なお、この取扱いは、国家検定合格品である防じんマスクの需給状況等を踏まえて適宜見直しを行うものであること。

5 特別措置の対象となる作業

本特例措置は、石綿則第6条第2項第1号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第1項第1号に掲げる作業等以下のものには適用されないこと。なお、以下の作業に限らず、石綿則13条に定める石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業は石綿粉じんの発生量が多いため、使い捨て式防じんマスク（国家検定合格品を含む。）より性能の高いものが適していること。

- ・石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業（石綿等を除去する作業）
- ・石綿等が使用されている耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業（耐火被覆材等を除去する作業（石綿等の切断、穿孔、研磨等））

6 留意事項

この取扱いは、あくまでも当国家検定合格品が十分に供給されるまでの間の当面の取扱いであり、上記2の要件を満たす防じんマスクの使用を積極的に推奨するものではないこと。すなわち国家検定合格品である防じんマスクが入手できる場合には、当然それを用いて作業を行うべきものであること。

基発0510第2号
平成23年5月10日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について

東日本大震災時に、津波により多数の船舶が陸地に打ち上げられており、これらの船舶の解体・改修作業（以下「解体等作業」という。）においては労働災害防止対策の徹底を図っていく必要がある。

一方、石綿が使用されている船舶の解体等作業を行う際には、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づき、作業主任者の選任や保護具の備え付け等様々な措置が義務付けられているが、今後船舶の解体等作業の増加が見込まれているところである。

このため、労働災害防止に関する実施事項を下記第1に取りまとめるとともに、特に石綿関連作業に関する実施事項を下記第2に取りまとめたので、船舶の解体等作業についての指導に当たっては遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対し、別添のとおり、船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について要請したところであるので、申し添える。

記

第1 労働災害防止に関する実施事項

- 1 作業準備段階において、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づく措置を実施すること。
- 2 高所での作業に労働者を従事させる場合
- (1) 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼす

おそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。

- (2) 足場を設置する場合には、適切な墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。
- (3) つり足場、張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- (4) 足場の高さが5メートル未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。

3 重機等を用いた作業に労働者を従事させる場合

- (1) 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等により、移動式クレーン等の転倒防止を図ること。
- (2) 移動式クレーンの運転については、運転士免許を受けた者、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

4 爆発又は火災の危険がある作業に労働者を従事させる場合

- (1) 多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災の危険がある船体に近接した場所においては、アーク溶接機等火花、アークを発する等により点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用しないこと。
- (2) 重油、潤滑油等危険物以外の引火性の油類や危険物が存在するおそれのある船体部分については、あらかじめ、引火性の油類や危険物を除去する等爆発又は火災の防止のための措置を講じた後でなければ、溶接、溶断その他火気を使用する作業や火花を発するおそれのある作業をさせないこと。
- (3) 爆発又は火災の危険がある場所には、火気

の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止すること。

- (4) 喫煙所その他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けるとともに、火気を使用した者には確実に残火の始末をさせること。

- (5) 溶断等の作業に当たる場合は、作業を開始するとき及び当該作業中断時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること。

5 船室等の密閉された空間に入る場合には、一時的に酸素が欠乏している可能性があることから、あらかじめ酸素濃度を測定し、必要に応じて換気を行う、又は空気呼吸器等を使用すること。

6 1から5までの労働安全衛生法に基づく事項に加え、次の(1)から(3)の事項について、その適切な実施を図ること。

- (1) 作業の方法及び順序等が示された作業計画を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。
- (2) 陸地に打ち上げられた船舶を移動させずにその場で解体等作業を行う場合には、作業中に当該船舶が横転等しないよう、適切に固定してから作業を開始すること。
- (3) 夏場の解体等作業においては、熱中症を発症するおそれがあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を講じること。

第2 石綿関連作業に関する実施事項

1 全ての船舶の解体等作業に係る事項

全ての船舶の解体等作業においては次を行うこと。

(1) 石綿等を取り扱う作業の場合

ア 石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。

(ア) 作業に従事する労働者が石綿等の粉じん

により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

- (イ) 保護具の使用状況を監視することを行わせること。

イ 石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

ウ 作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

エ 洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること。

オ 作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこと。(廃棄のため容器等に梱包したものを除く。)

カ 作業場では労働者が禁煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこと。

キ 作業場には、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこと。

- (2) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業がある場合

ア 労働者に呼吸用保護具を使用させること。

イ 散水等により、石綿等を湿潤な状態のものとすること。(湿潤化が著しく困難な場合を除く。)

- (3) 石綿等を常時取り扱う作業に労働者を従事させる場合

ア 当該作業場以外の場所に休憩室を設置すること。

イ アで設置した休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行うこと。

ウ 1月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し40年間保存すること。

エ 労働者に対し石綿健康診断を実施し、その記録を作成し40年間保存すること。

2 鋼製の船舶の解体等作業に係る事項

鋼製の船舶の解体等作業を行う場合、1に加え、次の事項を行うこと。

(1) 事前調査

石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。

(2) 作業計画の作成

(1)の結果、石綿等が使用されている場合、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。

(3) 特別教育

作業に就かせる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。

(4) 1及び2の(1)から(3)までの労働安全衛生法に基づく事項に加え、次のアからオの事項について、その適切な実施を図ること。

ア 作業内容の届出

次のいずれかの作業に該当する場合は、あらかじめ、石綿則様式第1号に規定する内容及び当該作業に係る船舶の概要を示す図面を、当該事業場の所在地(解体現場)を管轄する労働基準監督署長に届け出ること。なお、図面については、船舶の形状と作業を行う場所等を示した簡易なもので差し支えないこと。

(ア) 吹き付け石綿の除去作業

(イ) 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業

(ウ) 吹き付け石綿が損傷劣化等により粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合の封じ込め、囲い込みの作業

イ 隔離等

次の場合の作業場所を、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等(以下「隔離等」とい

う。)の措置を行うこと。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではないこと。

(ア) アの(ア)の作業

(イ) アの(イ)の作業のうち、石綿等の切断等を伴う作業

(ウ) アの(ウ)の作業(ただし、囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴う作業)

ウ 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類の適切な廃棄断熱材に石綿が使われている配管や機械類(以下「配管等」という。)の廃棄においては、上記アの(イ)の作業のうち、上記イの隔離等の措置を要しない場合(上記イただし書きを含む。)、原則的に船舶上で断熱材を除去することは避け、船舶から配管等を、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて断熱材を覆った上でそのまま外すこと。その際、適切な保護具を使用すること。

エ 作業員以外の立入禁止等

石綿等を切断等しない場合であっても、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を労働者及び周囲の住民にわかりやすい場所に掲示すること。

オ 壁等に石綿等が吹き付けられた鋼製の船舶の解体等作業を行う場合の措置

(ア) 電動ファン付き呼吸用保護具等の使用

船舶内において、上記イにより隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たっては、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させること。

(イ) 吹き付け石綿が損傷等している場合の除去等

改修に当たって、吹き付けられた石綿が損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め又は囲い込みを行うこと。



「労災保険財政検討会」中間報告取りまとめ

厚生労働省の「労災保険財政検討会」（座長：岩村正彦東京大学大学院法学政治学研究科教授）が、2011年3月4日、労災年金の給付原資となる積立金の在り方や、個別事業場の労災発生率に応じて事業主の保険料負担を増減する「メリット制」の見直しの方向性について、中間報告を取りまとめ、公表された。「メリット制」の見直しについては、中間報告を踏まえて、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において検討する予定とされている。

以下に報告の本文を紹介するが、資料として以下も公表されており、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000013ped.html>で入手することができる。

資料1 【図1関連】新規受給者数・保険給付総額の動向(30年間)

【図2関連】年金受給者の動向(30年間)

資料2 労災保険経済概況

資料3 メリット制適用事業場数の推移

資料4 労災保険に必要な積立金の算定方法

資料5 残存表の見方と年金受給者数の将来推計

第1部 はじめに

I 労災保険財政検討会の開催の背景について

就業構造や産業構造の急激な変化、金利の低下などを背景に労災保険財政の運営環境はこれまでと大きく変化している。また、積立金についてもその在り方について国民の関心が高まってきている。

こうした中で、平成22年6月の厚生労働省省内事業仕分けにおいて、労災保険業務については、「積立金の額が適正なのか、国民にわかりやすく説明すべき」、「積立金について、さらに多角的に検証すべき」と指摘された。また、平成24年度には、3年に一度の労災保険率の改定を控えている。

このため、本検討会では、平成22年10月12日に第1回を開催以後、労災保険財政の基本的考え方にに基づき、積立金とメリット制を中心に検討した。

その中間報告を、第2部「積立金」、第3部「メリット制」に分けて取りまとめたので報告する。

II 労災保険財政について

1 労災保険財政の現状

平成21年度の労災保険料収納額は8,419億円で、前年度に比べ22.7%減となり、最高額であった平成4年度当時の1兆7千億円の約半分となっている。

この減収の主な要因は、労働災害の減少を反映した労災保険料率の引下げである。

平成21年度の保険給付額（特別支給金を含む給付額）は8,614億円で、前年度に比べ2.7%減少し、平成10年度から緩やかに減少している。

療養（補償）給付の新規受給者は、ここ10年間60万人を少し上回る水準で推移していたが、図1〔省略〕のとおり、平成21年度は労働災害が減少したことから54万人を下回っている。

2 労災年金受給者の推移と将来見通し

労災保険には、労災年金として、遺族（補償）年金、障害（補償）年金、傷病（補償）年金及び特別

遺族年金がある。その新規年金受給者の動向は、短期給付の動向と並んで、労災保険率を大きく左右する要因である。また、毎年度末の年金受給者数を基に将来の年金給付に必要な金額を算定することから、年金受給者数は労災保険の財政に大きな影響を与える数値である。

新規年金受給者数は、長期的には、減少傾向であったが、平成12年度から概ね6,000人台の水準で推移するようになっていた。平成18年度から、特別遺族給付金の給付が始まったことや、石綿に係る給付が急増した影響により、同年度には新規年金受給者は大幅に増加した。しかし、平成20年度には概ね平成17年度の水準に戻り、平成21年度に、前年度と比べ、4.5%減の6,336人となっている。

年金受給者の総数は、平成20年度末には、年金制度導入後初めて減少したが、平成21年度末には、船員保険(平成22年1月に船員保険が統合)から移換された年金受給者9,949人を加え、23万3,088人となっている。

なお、年金受給者の半分を遺族(補償)年金受給者が占めている。労災年金受給者数は、長期的には、労働災害が減少傾向であることなどから、今後、全体として減少するものと見込まれる。

第2部 積立金

1 積立金の現状と課題について

1 積立金の仕組み

(1) 労災補償の大きな柱である労災年金は、労働災害により不幸にして障害が残った方や御遺族の生活を支えるものであり、将来にわたって確実に保険給付する必要がある。そのために、労災保険制度は、労災年金給付の原資として、積立金を保有している。

労災保険では、事故が発生した業種の事業主集団の方々から、事故が発生した時点において、将来の労災年金給付の費用を含めた保険給付額を徴収できるように労災保険率を設定し

ている。この年金給付費用として納付された労災保険料を積み立て、その運用益も含めて、労災年金給付を賄う仕組みである。

(2) 平成元年度以前、労災年金給付の原資を保有する財政方式は、①公的保険であり永続性が保証されていること、②当面の負担をできるだけ少なくしたいことなどから、修正賦課方式^{注1}を採用していた。

しかしながら、経済情勢、産業構造等の変化及び年金受給者の累積による労災保険料負担の公平性を考慮して、労災保険財政が健全に運営されるようにするため、平成元年度から積立方式^{注2}に改められた。

注1: 修正賦課方式とは、数年間(1年より長い期間で、例えば5～10年間)の収入と支出の均衡を図る方式である。

労災保険では、昭和63年度まで、保険料を安定させる期間を3年間、保険財政の均衡期間を6年間とする「6年均衡3年安定方式」を採用していた。

注2: 労災年金の積立方式では、年金の受給が決まった年度(裁定年度)に将来の労災年金給付に必要な資金を全額積み立てている。

2 積立金の現状

平成元年度に現在の積立方式になった時点では、労災年金受給者に対する労災年金給付の原資としての積立金が一部しかなかったが、平成元年度から、将来の労災年金給付に必要な額を満たすよう、積増しを開始した。平成21年度末において、年金の受給権を持つ(以下「既裁定の年金受給者」という。)全員である23万3,088人への労災年金給付に必要な額が8兆1,249億円であるのに対して、積立金は8兆1,532億円と、現在では、積立金は概ね必要額と等しくなっている。

3 積立金の課題

(1) 労災年金給付の原資を保有する財政方式【課題1】

労働災害に伴う補償責任を、事故が発生した時点における事業主集団が負うべきとの考え方から、事故が発生した時点において、労災年

金受給者に対する年金給付に必要な額を、将来の費用も含めて全額徴収し、積み立てておく、積立方式を採用している。

本検討会では、この積立方式の妥当性について検証した。

(2) 積立金の算定方式【課題2】

既裁定の年金受給者に対する労災年金給付の原資として必要な額（以下「責任準備金」という。）は、これらの者が将来にわたって、どれ位の期間受給するかを残存表により推定するとともに、現在、積立金の運用利回りを2%、賃金上昇率を1%と設定し、算定している。

本検討会では、この責任準備金の推定方法や算定方法の妥当性について検証した。

(3) 積立金の開示の在り方【課題3】

責任準備金は、労働保険特別会計財務書類の労災勘定の貸借対照表に記載し開示している。

本検討会では、労災年金給付の原資を保有する財政方式、積立金の算定方式等を国民に対してどのように開示すべきかを検討した。

Ⅱ 検討会での検討状況について

1 労災年金給付の原資を保有する財政方式【課題1】

労災年金給付の原資を保有するに当たり、積立方式を採用していることについて、次のような意見があった。

- 労災保険は、事業主の無過失賠償責任に対する保険制度であり、賦課方式を採ると、事故を起こした事業主集団が廃業により保険料負担を免れるという事態が生じ不公平である。
- 積立方式の採用によって、①災害と関係のない後世代の事業主集団にしわ寄せせずにすむことによる世代間の保険料負担の公平と、②産業の衰退等、産業構造が変化した場合にも、他産業にしわ寄せせずにすむことによる産業間の保険料負担の公平が実現するのであるから、今後とも、この方式を維持することが妥当である。
- 積立方式の制度運営上の設定で重要なものは

運用利回りであり、賦課方式では就業人口増加率である。産業の衰退や少子高齢化・人口減少の方が深刻であることを考慮する必要がある。

2 積立方式の算定方式【課題2】

(1) 運用利回り

積立金の「運用利回り」は、財政融資資金の預託金利、運用実績等により、「2%」と設定していることについて、次のような意見があった^{注3}。

注3: 労災保険の積立金は法律（特別会計に関する法律第12条）により財政融資資金に預託して運用することとなっている。

- 民間保険会社では、国債などの長期金利に基づき金利を設定している。一方で、労災保険は、財政融資資金の預託金利を使っている。しかしながら、これも、将来を確実に約束している金利であることから、これ以外の金利を使って予測値を設定することは難しい。

(2) 賃金上昇率

積立金の「賃金上昇率」は、過去20年間の賃金の変化を踏まえた労災年金スライド率の平均により、「1%」と設定していることについて、次のような意見があった。

- 賃金上昇率は、将来を予測することが難しく、適正なパラメーターは出てこないと思う。しかし、労災年金スライド率を参考に毎年見直すことは、一つの手法である。
- 過去10年位の賃金変動率の変動が大きいので、賃金変動率を現在の1%から変更することは慎重にするべきである。
- 賃金は、将来予測が非常に難しいので、ある程度手堅い水準で、賃金上昇率を設定し、1%と大きく乖離するようであれば修正を行うという方針で良いかと思う。

(3) その他

- 「危険準備金^{注4}」については、将来、残存表が大きく変わるとか、賃金上昇率が急に変わるという状況があれば、積み増すということも必要かもしれないが、現在のパラメーターで確保している余裕度の中で考えていくのが良いのではないかと思う。

- 終身年金で一番重要なファクターは開始年齢であるので、将来的には、残存表を年齢別に作成することが望ましい。

注4: 危険準備金とは、将来の保険金支払いなどを確実に行うため、保険リスク、予定利率、リスク最低保証などに対応して積み立てることが義務付けられている責任準備金をいう。

3 積立金の開示の在り方【課題3】

積立金の開示の在り方について、次のような意見があった。

- 検討会に提出された資料「必要な積立金の算定方法について」、「労災保険における必要な積立金の算定方法」及び「残存表の見方と年金受給者の将来推計」については、国民に開示する方法としては概ね妥当である。
- 現在、厚生労働省ホームページに掲載しているが、これらの情報は、国民にとって有益なものであるので、積極的に広報に努める必要がある。
- 「労災保険の経済概況^{注5}」の「決算上の収支」の表示は、あたかも当該年度において、剰余が発生しているように見えてしまうが、実際には、積立金は、この剰余した金額を当該年度の年金給付の原資として積み立てているのだから、情報開示のあり方としては、この原資が発生した時点における相当額を示す表がもう一つあった方が良いと考える。

注5: 本書末尾に添付する。[省略]

Ⅲ 今後の積立金について

1 労災年金給付の原資を保有する財政方式【課題1】

積立方式を採用することが、世代間の労災保険料負担の公平や産業間の労災保険料負担の公平を実現することにつながるのであれば、今後とも、労災年金の原資を保有する財政方式として妥当である。

2 積立金の算定方式【課題2】

労災保険財政が、積立方式によって将来とも安定的な運営を図る上では、運用利回り及び賃金上昇率が重要なパラメーターとなる。現行の運用利回りを2%、賃金上昇率を1%という設定は、現在の労災保険財政を取り巻く情勢の下では、早急な見直しの必要性は認められない。ただし、長期にわたり、財政融資資金の金利、賃金等の変動により、現在のパラメーターの設定から乖離することが見込まれるのであれば、労災保険料率の改定時に合わせて見直すことが必要である。

3 積立金の開示の在り方【課題3】

労災保険における必要な積立金の計算方法は、審議会の資料などの形でこれまでも公表されていたが、これは、専門家には理解できるものの、一般の国民にとっては、断片的でわかりにくいものであった。

現在、国民に向けた資料を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているが、これを一過性のものとせず、今後も国民に向けて十分な説明をするよう努力すべきと考える。

※本検討会で使用した「労災保険における必要な積立金の算定方法」と、「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」については、本中間報告の末尾に添付した。[省略]

第3部 メリット制

Ⅰ メリット制の現状と課題について

1 メリット制の仕組み

- (1) 労災保険は、労働災害の発生率に応じて、労災保険料の負担を増減することによって、事業主の災害防止の自主的努力を促進するという労働災害防止の機能を有している。この機能の一部を提供するのがメリット制である。

現行制度の労災保険料率は、業種別に労働災害率に応じて設定しているが、メリット制は、その労災保険率を個別事業場の労働災害率に応じて引上げや引下げをするものである。

「労災保険財政検討会」中間取りまとめ

(2) メリット制には、①事業主の保険料負担の公平を図ること、②労働災害の発生度合いに応じて労災保険料を増減することで、事業主の経営感覚に訴え、労災防止努力を喚起し、労働災害の減少に資することの二つの目的がある。

(3) 継続事業^{注6}においてメリット制が適用される要件（以下「メリット要件」という。）は、①労働者規模が100人以上であること、または、②労働者規模が20人以上100人未満の事業場では、「労働者数×（労災保険率－非業務災害率（0.6/1,000）」による値（災害度係数）が、「0.4」（以下「災害度係数」という。）以上であることである。

(4) 有期事業^{注7}のうち、建設業では、

① 一括有期事業^{注8}のメリット要件は、確定保険料の額が100万円以上であること

② 単独有期事業^{注9}のメリット要件は、確定保険料の額が100万円以上又は請負金額1.2億円以上であること

（以下、確定保険料額に係る要件を「確定保険料要件」、請負金額に係る要件を「請負金額

要件」という。）である。

したがって、有期事業では、一括有期事業と単独有期事業でメリット要件が異なる。

(5) 有期事業のうち、立木の伐採の事業（林業）では、メリット要件は、

① 確定保険料の額が100万円以上であること

② 素材の生産量が1,000立方メートル以上であることである。

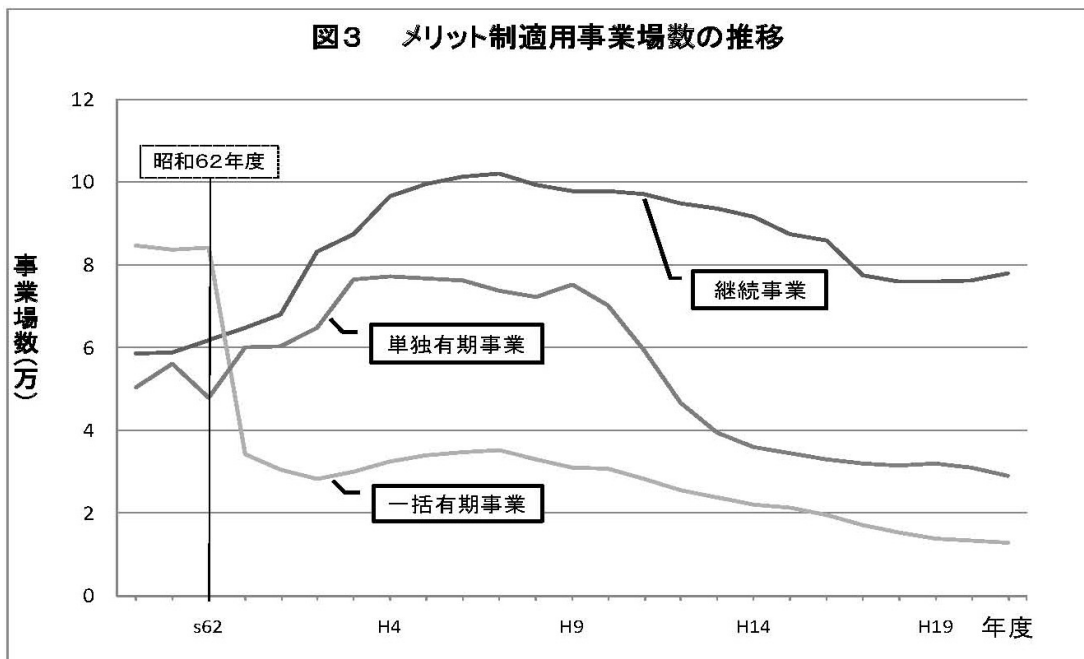
(6) メリット要件は、昭和61年度に見直し（以下「前回見直し」という。）がなされた。これにより、継続事業は、メリット制が適用される事業規模の範囲が拡大され、有期事業は、メリット制が適用される事業規模の範囲が縮小された。

注6: 継続事業とは、事業の期間が予定されていない事業をいう。例えば、工場、商店、事務所が該当する。

注7: 有期事業とは、事業の期間が予定されている事業をいう。例えば、建設の事業や立木の伐採の事業が該当する。

注8: 一括有期事業とは、建設の事業や立木の伐採の事業において、一定の要件を満たした2以上の小規模の有期事業を一括して全体を一とみなした

図3 メリット制適用事業場数の推移



事業をいう。

注9: 単独有期事業とは、有期事業のうち、一括有期事業以外の事業であって、単独で労災保険関係を成立させる必要がある事業をいう。

2 メリット制の現状

メリット制が適用されている継続事業、一括有期事業及び単独有期事業の各事業場数の推移は、図3のとおりとなっている。

(1) 継続事業

① 適用状況

	労災保険適用事業場数	メリット制適用事業場数	適用割合	割引適用	-40%適用	割増適用	+40%適用
平成21年度	200.5万	7.8万	3.9%	6.4万 82.5%	3.5万 44.4%	1.2万 15.3%	0.6万 7.7%
昭和60年度	158.6万	6.5万	4.1%	5.2万 80.9%	2.2万 34.2%	1.1万 16.4%	0.4万 6.6%

継続事業では、上表のとおり、前回見直しの効果が現れた昭和63年度において、メリット制の適用事業場数が6.5万事業場、メリット制の適用割合が4.1%であったが、平成21年度には、適用事業場数が7.8万事業場、適用割合が3.9%とメリット制の適用事業場数は増加したものの、その適用割合は同一の水準となっている。

また、継続事業のメリット制の現状には、次の特徴がある。

- ・メリット制の適用事業場の約8割が保険料の割引を受けている。
- ・保険料の割引を受けている事業場のうち、最大の-40%の割引を受けている事業場が4割を超え、増減幅の中で最多の適用となっている。
- ・業種により、メリット制による割引の適用状況が異なる。適用労働者数が多い業種の適用状況は次のとおりである。

(平成20年度)

業種例(メリット制適用事業場数)	割引適用事業場の割合	うち-40%適用
食料品製造業(3,970)	70%	20%
電気機械器具製造業(2,680)	90%	64%
輸送用機械器具製造業(1,723)	80%	32%
卸売業・小売業等(13,442)	85%	43%
その他の各種事業(20,804)	90%	56%

② 事業規模とメリット制の関係

- ・賃金総額の多寡によるメリット制適用の分布

賃金総額100億円以上の事業場では、労災保険料の割引(以下「割引メリット」という。)となっている事業場が96.8%と圧倒的に多く、労災保険料の割増(以下「割増メリット」という。)となっている事業場は2.3%と圧倒的に少ない。

一方、10億円未満の事業場では割引メリットの事業場は78.6%と前者に比べ少なく、逆に、割増メリットの事業場は18.3%と前者に比べ多い。

- ・±40%の割引・割増メリットの事業場の分布

事業場の規模別では、+40%適用の事業場についての規模別分布では、賃金総額10億円未満の小規模な事業場が最も多く(59%)、賃金総額100億円以上の大規模な事業場は少なくなっている(7%)。

一方、±40%適用の事業場の分布では、賃金総額100億円以上の大規模な事業場が多い(32%)が、賃金総額10億円未満の小規模な事業場が次に多くなっている(21%)。

【参考】賃金総額10億円の規模について

例: 年収500万円/1名×労働者200名=賃金総額10億円

10億円×5.3/1000(平均料率)=530万円

メリット制適用により、342万円(-40%)～718万円(+40%)

③ 労災保険率とメリット制の関係

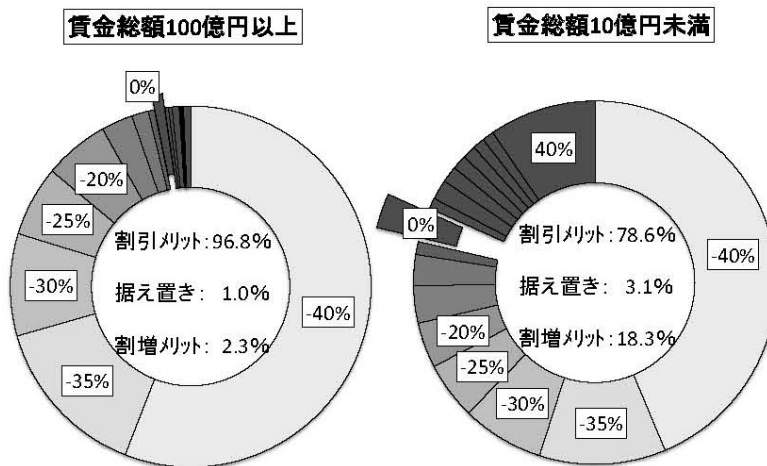
労働者規模が20人以上100人未満の事業にメリット制が適用されるためには、一定の要件(※)を満たさなければならない。この要件は、当該事業に適用される業種別労災保険率が低下すると、メリット制適用に必要(最低)労働者数が上昇するという関係にある。

平成元年度以降、労働災害の減少に伴い、業種別労災保険率が全体として低下し続けていることから、労働者規模の小規模な事業場においては、メリット要件を満たさなくなり、メリット制の対象から外れるという事象が生じている。

※20人以上100人未満の規模では、以下の式を満たす事業が対象

労働者数×(労災保険率-非業務災害率

図4 賃金総額「100億円以上」「10億円未満」の継続事業の構成分比



$(0.6/1,000) \geq 0.4$

例えば、平成元年度には、平均労災保険率（11.3/1,000）でみると、39人以上の規模に適用されていたが、平成21年度の平均労災保険率（5.3/1,000）では、86人以上の規模でないと適用されない。

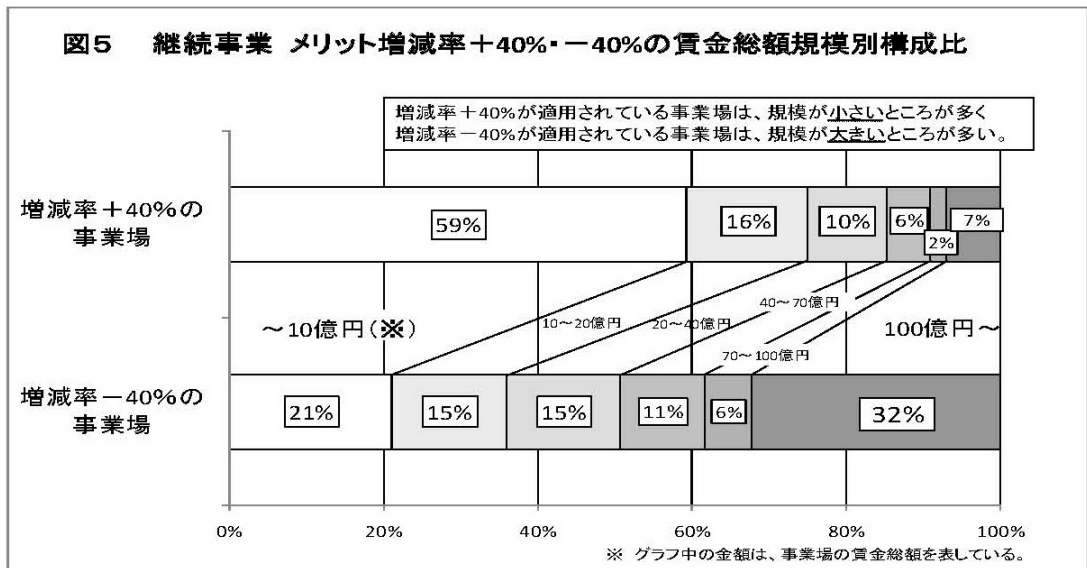
	労災保険適用事業場数	メリット制度適用事業場数	適用割合	割引適用	-40%適用	割増適用	+40%適用
平成21年度	58.6万	1.3万	2.2%	1.1万 82.2%	0.8万 58.7%	0.2万 16.3%	0.1万 8.9%
昭和63年度	51.7万	3.4万	6.6%	2.5万 71.8%	1.2万 33.9%	0.9万 25.4%	0.5万 14.1%

(2) 有期事業

① 一括有期事業の適用状況

一括有期事業では、前回見直しによって、昭和63年度には、メリット制適用事業数が3.4万事業

図5 継続事業 メリット増減率+40%・-40%の賃金総額規模別構成分比



場、メリット制適用割合が6.6%であったが、平成21年度には、適用事業数が1.3万事業場、適用割合が2.2%と、両者とも3分の1に減少している。

一括有期事業のメリット制の現状については、次のような特徴がある。

- ・昭和63年度と平成21年度を比較すると、割引メリットの事業場が10%以上増加し、割増メリットの事業場が10%減少となっている。
- ・割引メリットの事業場の割合は、継続事業と同等のレベルであるが、労災保険料の40%割引となっている事業場の割合が継続事業に比べ、10%ほど高くなっている。

② 単独有期事業の適用状況

	削減事業数	メリット適用事業場数	適用割合	割引適用	～40%適用	割増適用	+40%適用
平成21年度	5.5万	2.8万	52.2%	2.8万 96.0%	2.6万 88.3%	0.1万 3.8%	0.1万 2.7%
昭和63年度	7.8万	4.8万	60.7%	4.5万 93.8%	4.3万 89.3%	0.3万 5.8%	0.2万 4.1%

単独有期事業では、前回見直しの効果が現れた昭和62年度には、メリット制適用事業場数が4.8万事業場、メリット制適用割合が60.7%であったが、平成21年度には、適用事業場数が2.8万事業場、適用割合が52.2%に減少している。

また、単独有期事業のメリット制の現状には、次の特徴がある。

- ・メリット制適用事業場の大部分が労災保険料の割引を受けている。
- ・～40%の割引メリットの事業は約9割を占め他業種と比べ高くなっている。

③ 単独有期事業の「請負金額要件」と「確定保険料要件」との不均衡

単独有期事業のうち、建設事業のメリット要件は、「請負金額要（1.2億円以上）」と「確定保険料要件（100万円以上）」である。

前回見直しで定められた「請負金額1.2億円」を基に当時の平均労災保険率・労務費率を使って確定保険料額を計算すると、97.1万円となり、「確定保険料100万円以上」とほぼ合致する。つまり、前回見直し当時は、請負金額要件と確定保険料要件はほぼ均衡していたといえる。ところが、

同様の方法で、平成21年度の保険料を計算すると38.8万円となり、確定保険料要件と大きく乖離している。このように、現在、請負金額要件と確定保険料要件のバランス（適用されやすさ）が均衡を欠く状態となっている。

3 メリット制の課題

メリット制については、次のような課題がある。

(1) 試算方法の妥当性【課題1】

メリット制の適用範囲を現行よりも拡大（以下「メリット制適用拡大」という。）した場合に、労災保険財政へ及ぼす影響を平成21年度のデータに基づき、業種ごとに以下の手順で試算を行った。

- ① メリット制の事務処理をしている電算機システムを利用して、労災保険適用事業場の中から、災害度係数を改定した場合に新たにメリット制の適用を受ける事業場を特定し、それらの数及び納付している平成21年度の保険料額を集計した。
- ② 平成21年度のメリット制適用事業場における労災保険率の増減率の平均値をそれらの労災保険料に乘じ、影響額を算出した。
- ③ その影響額を賃金総額で除すことで労災保険率に換算した。

以上が継続事業の推計方法である。単独有期事業などについても、同様の方法で試算を行っている。

本検討会では、この試算方法の妥当性について検証した。

(2) メリット制適用拡大の影響【課題2】

メリット制の適用事業場では、割引メリットの適用を受けている事業場が多いため、メリット制適用拡大を図れば、その分だけ労災保険料収入が減少する。労災保険財政の中立を保つためには、この減収分を一定程度の労災保険料の引き上げで補わなければならない可能性がある。

- ・仮に、継続事業で災害度係数を「0.4」から「0.2」に引き下げるとしたときの適用最低規模は、労災保険率の平均で算出すると、86人から43人に引き下げとなる。他方で労災保険率は平均で0.1/1,000引き上げとなる。

・仮に、一括有期事業で、確定保険料を「100万円」から「50万円」に引き下げると、「その他の建設事業（19/1,000→20.4/1,000）【+1.4厘】」、「既設建築物設備工事業（14/1,000→15.3/1,000）【+1.3厘】」、「は装工事業（11/1,000→12.2/1,000）【+1.2厘】」で大幅な労災保険率の引き上げとなる。

※いずれもメリット増減幅は±40%での試算。

本検討会では、メリット制を社会保険の枠組みの中でよりよく機能させるための留意点を検討するとともに、メリット制適用拡大が及ぼす影響について、事務局が試算した結果等を検証した。

(3) 継続事業のメリット要件の見直し【課題3】

近年、労働災害が減少していることを反映して、労災保険率が低下していることから、メリット制の適用最低規模が上昇していることを踏まえ、災害度係数「0.4」を0.05の刻みで小さくした場合の適用事業場数の変化などを試算している。その試算結果は、例えば、「0.4」を0、すなわち、メリット制が適用される労働者数を「20人以上」とした場合の適用事業場の変化を試算したところ、労災保険料は252億円の減収となり、労災保険率の上昇分は平均して0.2/1,000となるとの推計結果が得られた。

本件検討会では、上記のように継続事業において、より小規模な事業場にメリット制を適用した場合の財政へ及ぼす影響について、試算した結果等により検証した。

(4) 一括有期事業のメリット要件の見直し【課題4】

確定保険料要件の変更の影響を、例えば、確定保険料要件を半分の「50万円以上」として推計すると、労災保険料の減収額は77億円程度となり、労災保険率の上昇分は平均で「0.7/1,000」となる。

また、一括有期事業のメリット制の適用状況については、前回見直しによる効果が現れた昭和63年度のメリット制の適用割合が6.6%であったが、平成21年度には適用割合が2.2%と3分の1に減少している。

本検討会では、一括有期事業において、メリット

制適用拡大の影響を試算した結果等により検討するとともに、メリット制の適用割合の水準等を検証した。

(5) 単独有期事業のメリット要件の見直し【課題5】

請負金額要件と確定保険料要件の変更を組み合わせた影響は、例えば、請負金額要件「6千万円以上」又は確定保険料要件「50万円以上」とそれぞれ現行の半分の値とした場合、労災保険料の減収額は21億円程度となり、労災保険率の上昇分の平均は「0.2/1,000」となるとの推計結果が得られた。

また、単独有期事業では、前回見直しの効果が現れた昭和62年度においてメリット制の適用割合が60.7%であったが、平成21年度には適用割合が52.2%に減少している。

さらには、前回見直しの時点では、請負金額要件と確定保険料要件は、ほぼ均衡していたが、現在、両者は不均衡となっている。

本検討会では、単独有期事業において、メリット制適用拡大の影響について事務局が試算した結果等により検討するとともに、メリット制の適用割合の水準、請負金額要件と確定保険料要件の関係の在り方を検証した。

(6) メリット制の増減率【課題6】

メリット制適用拡大は、当然ながら、小規模事業場に拡大することとなるが、小規模事業場においては、1件の労災事故であっても、労災保険料の大幅な上昇を招きやすく、事業経営に影響を及ぼす可能性がある。

本検討会では、メリット制適用拡大が小規模な事業場に及ぼす影響について検証した。

(7) 労災保険率の引下げによるメリット制への影響【課題7】

近年、労働災害が減少していることを反映して、労災保険率が低下していることから、メリット制が適用される最低規模が上昇し、例えば、昭和61年度当時、食料品製造業では、労働者50人以上の規模の事業場にメリット制が適用されていたものの、平成21年度労災保険率改定により、現在では、68人以上の労働者を使用する事業場でないと

メリット制が適用とならない。

本検討会では、労災保険率の引下げによるメリット制への影響について検証した。

Ⅱ 検討会での検討状況について

メリット制について、次のような主な意見があった。

1 試算方法の妥当性【課題1】

○検討会の資料における試算方法は、概ね妥当である。

2 メリット制適用拡大の影響【課題2】

○メリット制適用拡大により、メリット制適用の多くの事業場が割引メリットとなっていることから、労災保険財政を均衡させるために、ある程度の基本料率の引き上げはやむを得ないが、その影響をできる限り抑えることが必要である。

○労災保険財政への影響を抑えつつ、労災防止インセンティブを小規模事業場に与えるため、メリット制の適用拡大をすることが方向性としては望ましいが、どの範囲まで拡大するかを検討するにはエビデンス（効果を示すデータ）が必要である。

○メリット制適用拡大については、適用対象となる事業場にとっても、適用対象外となる事業場にとっても、納得感が得られるように見直すという視点が必要である。

○メリット制は、労災保険料の割引制度と理解されている例もあるので、メリット制の本来の目的（①保険料負担の公平を保つための制度であること、②労災防止インセンティブを付与するための制度であること）を周知する必要がある。

○建設業で、「元請に迷惑がかかる」として、下請業者が労災を隠す事案の背景には、公共事業の指名停止に加え、メリット制による不利益も指摘されているので、労災かくしについて、適切に対応すべきである。

○メリット制適用拡大の水準について、前回見直しの効果が現れた時点におけるメリット制適用割合とすることは一つの考え方としては妥当なも

のである。

3 継続事業のメリット要件の見直し【課題3】

○継続事業では、労働災害が平均で年1件発生する規模を示す災害度係数「0.4」をメリット制適用の基準として使用しているが、適用拡大する場合、どこまでを対象とすべきかについて慎重な検討が必要である。

○災害度係数「0.4」は、「年間に平均1件の労働災害が予想される事業場」を念頭において、定められた数値であるが、年間1件の労働災害を基準とすると、値が小さいので、その発生が偶然であるのか、努力不足であるのかを判断することが難しい。民間保険においては、このような小さな値は基準として用いていない。

○災害度係数の変更による影響の推計では、メリット制が適用される労働者数の規模を「20人以上」（災害度係数を0.4から0とする）としても、労災保険料の減収額が252億円程度であり、労災保険率の平均上昇分が「0.2/1,000」であるので、労災保険財政そのものに大きな影響が認められないが、「めっき業」では「0.5/1,000」、「その他の製造業」では「0.4/1,000」等の基本料率への影響が大きい業種があるので、メリット要件の見直しにおいては、その影響も考慮することが必要である。

4 一括有期事業のメリット要件の見直し【課題4】

○一括有期事業のメリット要件の見直しに当たって、一括有期事業と単独有期事業の確定保険料要件に、別々の値を設定することは可能であるが、事業主にとって混乱が生じないように設定することが必要である。

○一括有期事業のメリット要件を、例えば、「確定保険料額100万円以上」から「確定保険料額50万円以上」に緩和すると、労災保険料の減収が77億円であり、労災保険率への影響が最大「1.4/1,000」（「その他建設事業」）と大きく、また、「確定保険料額25万円以上」に緩和すると、労災保険料の減収が121億円であり、影響

額が最大「2.2/1,000」(「既設建築物設備工事業」)と更に大きいものとなるので、メリット要件の見直しに当たっては、その影響も考慮することが必要である。

5 単独有期事業のメリット要件の見直し【課題5】

○単独有期事業のメリット要件の2要件(「請負金額要件」及び「確定保険料要件」)の不均衡を是正するには、2要件を同時に変更することによって、労災保険率が引上げられる影響の度合ができる限り小さくなる組み合わせを工夫することが必要である。

○請負金額要件及び確定保険料要件の変更を組み合わせた影響の推計において、例えば、請負金額要件及び確定保険料要件をそれぞれ半分の値を要件とした場合、労災保険料の減収額が21億円程度(請負金額要件12億円、確定保険料要件9億円)であり、基本料率の平均上昇分は0.2/1,000(請負金額要件0.1/1,000、確定保険料要件0.1/1,000)である。

しかし、業種別にみると、「道路新設事業」では労災保険率の上昇分が0.8/1,000(請負金額要件0.6/1,000、確定保険料要件0.2/1,000)、「その他の建設事業」では0.4/1,000(請負金額要件0.3/1,000、確定保険料0.1/1,000)であるので、メリット要件の見直しにおいては、その影響も考慮することが必要である。

※上記の試算は、いずれも増減幅は±40%で試算した場合

※本来は、単純に2要件の影響を加算して影響率・影響額を算出できないが、上記試算は単純に2要件の影響を加算して影響率・影響額を算出している。

6 メリット制の増減率【課題6】

○小規模な事業場にメリット制を適用することになると、1件の労働災害でもメリット制により労災保険料が大きく上昇することとなり、事業経営の安定性に影響を及ぼす可能性がある。労災保険料の変動の幅(メリット制の増減幅)を一定

程度に抑制するため仕組みについて検討する必要がある。

○労災保険は、民間の保険と異なり、社会保険で強制加入であるため、保険に加入するか否かの選択の余地がない。それにも拘わらず、メリット制の適用により、労災保険率が-40%から+40%に変動し、保険料が2倍以上に上がるというリスクを含む仕組みを、簡単に拡大してしまっているのかということについて整理が必要である。

7 労災保険率の引下げによるメリット制への影響【課題7】

○メリット適用事業場であった小規模事業場(労働者数が20人以上100人未満の事業場)が、労災保険率の改定により、業種別労災保険率が下がった場合に、そのために最低労働者数の要件から外れ、メリット制適用対象外となる可能性がある。しかし、これについて事業主に落ち度がないのだから、労災保険料が実質的に上がることを救済するため、一定の経過措置により、引き続きメリット制を適用させるという考え方もあり得る。

Ⅲ 今後のメリット制の方向性について

今後のメリット制の方向性については、次のとおりまとめた。

1 基本方針

メリット制の適用範囲については、前回見直し以来、据え置いているが、メリット要件の見直しについて、この間におけるメリット制適用割合の変化等のメリット制の現状や取り巻く情勢を踏まえて検討することが必要である。

ただし、メリット制の適用範囲を拡大すると、小規模な事業場では、納付すべき労災保険料の額が少額であるため、労働災害が発生した場合、労災保険率が急激に上昇するなど事業経営の安定性に影響を及ぼす可能性があることから、メリット制の増減幅を工夫することも必要である。

また、小規模な事業場だと発生した事故が、事

業主の努力にかかわらず偶発的に発生したものの、事業主の事故防止努力の不足によるものかわからないことや、労災隠しは労災事故による公共工事の指名停止をおそれることを始めとした複合的な要因により発生するものであることを踏まえ、適用範囲を拡大する場合はこれらの点に留意し、検討すべきである。

さらに、メリット制の労災防止効果を定量的に分析するための有用なデータが得られるよう、システム改修を含め方策を検討する必要がある。

2 継続事業

(1) 現状

前回見直しの効果が現れた昭和63年度のメリット制適用事業場数は6.5万事業場、適用割合は4.1%であったが、平成21年度には、7.8万事業場、3.9%であり、メリット制の適用事業場数は増加したものの、その割合は同一の水準にある。

(2) 見直しの方向性

現時点におけるメリット制適用割合が、前述のように前回見直し時と概ね同水準となっている。

こうした現状を踏まえ、上記1の基本方針により、平成24年度に予定されている労災保険率改定（次期改定）による影響等を分析して、メリット制の適用拡大等について、さらなる検討が必要である。

3 有期事業

(1) 現状（建設業）

- ① 昭和61年度当時、請負金額1.2億円から、当時の平均労災保険率・労務費率で計算した労災保険料は97.1万円であり、請負金額要件と確定保険料要件がほぼ均衡していた。

しかしながら、同様の方法で、平成21年度の労災保険料を計算すると38.8万円となり、両者の要件は、実質的に均衡していない。

- ② 「一括有期事業」では、前回見直しの効果が現れた昭和63年度のメリット制適用事業場数は3.4万事業場、適用割合は6.6%であったが、平成21年度においては、1.3万事業場、2.2%と減少している。

- ③ 「単独有期事業」では、前回見直しの効果が現れた昭和62年度メリット制の適用事業場数は4.8万事業場、適用割合は60.7%であった。その後、平成3年度から平成10年度まで概ね70%以上の適用割合で推移した。

しかしながら、平成18年度には昭和61年度以降、最低の適用割合（50.3%）まで落ち込み、平成21年度に至るまで適用事業場数は微減で推移したが、適用割合は微増で推移し、平成21年度は2.8万事業場で52.2%となっている。

(2) 見直しの方向性

- ・「一括有期事業」は、メリット制適用割合が著しく低下していることから、適用要件を見直し、昭和61年度改正によるメリット制の効果が現れた時点のメリット制適用水準に近づけることを検討する必要がある。
- ・「単独有期事業」については、メリット制適用割合が高水準であるが、確定保険料要件と請負金額要件が不均衡であるため、その是正を検討することが必要である。

なお、「一括有期事業」と「単独有期事業」の確定保険料要件の額は、制度が複雑とならないようにするため、現行どおり同一の額とすることが望ましい。

労災保険財政検討会参集者名簿

座長	岩村正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	岡村国和	獨協大学経済学部教授
	鈴木博司	日本生命保険相互会社法人営業企画部401k年金推進部長（年金数理人）
	長舟貴洋	東京海上日動火災保険株式会社個人商品業務部次長（アクチュアリー）
	山田篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授

（五十音順）

※<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000013ped.html>

公害石綿肺初の救済決定

尼崎●鶴谷さんに死亡から半年後

2005年のクボタショックからもうすぐ6年がたつ。いまでも被害が拡大し、世間を震撼させ続けているアスベスト公害であるが、さらにおそろしい事実が明らかになった。

2月24日、1954年から約18年間、クボタ旧神崎工場の北側約10mに位置していた製缶工場で居住、勤務をしていた故鶴谷詔量(きよかず)さんが環境再生保全機構によって、じん肺の一種である「石綿肺」に罹患していた、またそのれによる呼吸機能障害によって亡くなられたと認められた。

じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病と定義され、鉱山や炭鉱、鋳物業、トンネル工事、アスベストを用いる建築や建造物の解体など粉じんの多い環境に従事する職業にみられる職業性疾患と考えられており、よほど大量の粉じんを吸入しなければならない病気である。

なぜそれほど大量のアスベスト(青石綿)を吸い込んだのか…。少なくとも鶴谷さんが勤務されていた鶴谷製作所では、アスベストを扱う作業はなかった(本人談)ということであり、実際尼崎労働

者安全衛生センターの工場調査でもアスベストの使用はなかった。

鶴谷さんは、2010年8月に石綿健康被害救済法の申請を行った。しかし、世界レベルでも工場の外に住んでいた方が石綿肺に罹患したたしかな事例報告はない。

2010年9月に鶴谷さんが亡くな

られ、肺の解剖が行われた。そこからアスベスト肺がんの労災認定基準の10倍を超える5,770万本の石綿繊維がみつかった(ほんとは青石綿だった)。

画像診断に加えてこれが決定打となったと思われる。長く議論が続いた鶴谷さんのケースは認定された。

鶴谷さんは生前、「わしを解剖して裁判でアスベスト公害と闘っている多くの被害者の助けにしてほしい。今はそれしかできない」と自分の状態が悪いにもかかわらず、他の多くの被害者のことを気にされていた。

被害者が増えることは本当に悲しいことだ。その悲しみを今



「もっと長生きできるはずだ」。尼崎市のクボタ旧神崎工場の近くに住み、石綿肺にかかって亡くなった鶴谷詔量さん(享年69)に、国が医療費などを支払う救済認定をした。生前に罹患を公表してから1年あまり、妻の照子さんの切なさは、「やっと、やっと、認めてもらいました」と報告しました。と目涙をためた。

夫の詔量さんが鼻にチューブをつけて、罹患を公表した前、尼崎市内で会見し「鶴谷さん」は、「正直はつと」で石綿に接した「環境再生保全機構」による病気の救済認定に、当時は石綿肺に入っていないからと断られていた。私に命はいつなくなるか分からないが、今後には早く人のために、国がクボタの速やかに救済を認めて欲しい」と訴えた。

すでに、外出が難しいほど体は弱っていた。国は公表から半年後の7月に、石綿肺にかかっていたことが、石綿肺と認定された。

死後半年涙の報告 妻「認定、やっと」

「工場外も内部同様」

石綿肺は、肺が繊維化して呼吸困難になる。呼吸困難は、呼吸器の一種、中皮腫の肺がんになった人によって、高濃度に石綿を吸い込んだとみられる人が多くかかることで知られている。

昨年7月に石綿肺が石綿肺と認定された。石綿肺の救済認定は、計20人が救済認定を受けている。しかし、鶴谷さんの場合は、正確な診断で石綿を吸ったわけではないのに、肺から高濃度の青石綿の繊維が出たケースだった。

一昨(2009)年に鶴谷さんを石綿肺と診断した市立行政法人・環境再生保全機構の森永謙二顧問医師は、大量の石綿を吸った工場周辺に、長く住んでいたというまれな条件に

後の教訓として活かしていくこと、これが大きな活動となる。クボタ旧神崎工場から1.5kmを超えるアスベスト被害者、泉南地域に居住しアスベスト被害者となり国を相手に裁判で闘っている方々など、多くの被害者救済のために、鶴谷さんの重い言葉をもとに、私たちは活動をすすめていかなければなりません。

尼崎労働者安全衛生センター
ニュース第105号

別掲は3月3日付け朝日新聞の記事。鶴谷さんが、救済対象疾病の拡大を審議していた

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会に送った手紙を、2010年4月号41頁に掲載しているので、ぜひご覧いただきたい。

2010年7月1日に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚が救済給付対象疾病に追加されてから、2011年3月末までの認定申請・請求件数は石綿肺78件、びまん性胸膜肥厚50件。そのうち石綿肺29件（うち法施行前死亡が24件）、びまん性胸膜肥厚16件（うち法施行前死亡が7件）。鶴谷さんの事例以外は、自営業者等の職業曝露による事例である。



所された。

行政解剖による死因は「青壮年急死症候群」、原因不明の突然死だった。Aさんの残業は、タイムカードの記録だけでも1月が102時間、記録されていない休日出勤を入れると130時間を超えていた。

労災請求に当たり会社は、労災書類の事業主証明について、手続には協力するが死亡との関連は分からないので、会社としての判は押せない、人事部長名で押印してきた。ご遺族が生前のAさんや同僚などから聞いた話によると、この会社ではこれまでも長時間労働が問題になり、労働基準監督署に相談した人があったために、残業はすべてタイムカードに記載するように改められるなど、何度か改善措置が取られたということであった。そのために、幸いAさんの労働時間は休日出勤以外はほとんどタイムカードに記録されていた。

休日出勤については、Aさんがいつも帰宅するときに乗る電車の時間を携帯電話からメールしていたことが分かり、その内容をもとに、出勤日とおおよその労働時間を割り出すことができた。それらをもとに死亡前6か月にについて労働時間を表にした。

前夜からの行動については、会社の人事部が同行者と場所、時間について報告書を作成した。参加者8人のうち7人が朝5時まで参加しており、上司も居残っていた。カラオケの後まで一緒にいたのは4人で、この4人は救命救急センターまで同行した。

詳細不明の心肺停止の認定

大阪●死後約2年、審査請求で逆転

28歳のAさんは、大手不動産会社で働いていた。会社には毎朝8時に出勤し、日常業務を午後8時までこなし、所属課で終礼を行った後も、残務処理で9時半から11時頃まで仕事をしてから退社するのが常だった。

その月は、大企業の新入社員の新居の手配の仕事があり、月平均40件のところを192件の契約件数をこなし、残業時間は100時間を優に超えていた。

その日もAさんは、午後11時まで仕事をした後、目標を達成したための、課をあげての飲み会に参加した。長時間労働のため体調不良を感じていたが、飲

み会には部長やマネージャーといった上司と所属課のほとんどのメンバーが参加するために、参加しないわけにはいかなかった。まず居酒屋、それからカラオケボックスへ行った後、早朝5時に牛井店で食事中、Aさんは突然意識を失った。救急車が呼ばれたが、意識が戻ることなくそのまま短時間で亡くなった。

2009年1月31日の早朝のことだった。

Aさんの家族は、当然、仕事との関連を疑った。Aさんの妻と父親は労災請求をしようと動きはじめ、知人から関西労働者安全センターのことを教えてもらい来

同僚も好意的で、必要があれば証言をすると申し出てくれた。

病名については、遺族が解剖をした監察医に問い合わせたが、死因を特定できるような所見は見当たらなかったということしか分からなかった。

遺族が積極的に動いたこれら資料を作成して、2010年2月に天満労働基準監督署に労災保険の遺族補償と葬祭料の請求を行った。

明らかな過重労働があり、多忙となった仕事内容もほとんど明らかで、ほとんど労災認定されるものと考えていた。

ところが、まさかの不支給処分が知らされたのは5月のことだった。

不支給の理由を端的に言うと、「死亡原因が不明のため、脳・心の労災認定基準を適用することできず、死亡との因果関係がわからないため」だった。

大阪労働局地方労災医員の志水洋二医師は、「解剖にて死因となるような変化は見出されていないので、死亡に至った原因は不明であり、ブルガダ症候群などによる致死性不整脈などが推測されるが、生前の心電図もなく死因不明といわざるをえない。被災者は死亡前1か月と4か月前に超過勤務約100時間労働を行っているが、死亡との間に相当因果関係は見出しえない。(中略)以上、本件死因と業務とは無関係と思われる」と結論付けた。これを受けた天満労働基準監督署は、「…『脳・心臓疾患の

認定基準に関する専門検討会報告書』によれば対象疾病として明記された心停止(心臓性突然死を含む)はICD-10(国際疾病分類)のI-46及びI-46.1に相当するもののみで、I-46.9に分類されている心肺停止の状態であって詳細が不明であるものは対象疾病とはされておらず、(中略)上述のとおり、『脳血管疾患・虚血性心臓疾患の認定基準』によって判断すべきでなく、原因そのものが不明である死亡と業務との因果関係を肯定する余地もない」とした。

この結果を知った遺族のショックは計り知れない。あれほど働いた末に亡くなったのに、原因不明だから知らないと言われたのである。

死因については再度監察医事務所にも当たったが、死体検案書に記入した以上のことはカルテにないということで、それ以上は手詰まりの状態となった。

ところが、最終的に認定基準では、とくにICD-10のI-46.9を除いていないということが判明することになった。

これは、審査請求の段階でAさんの代理人を引き受けた松丸正、下川和男、両弁護士の方の経験と知識による。

「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」はこれまでの対象疾患をICD-10にもとづく疾患名で整理したとして、(1)脳血管疾患－Ⅰ 脳内出血(脳出血)、口くも膜下出血、ハ 脳梗塞、ニ 高血圧脳症、(2)虚血性心臓疾患等－Ⅰ 心筋梗

塞、ロ 狭心症、ハ 心停止(心臓性突然死を含む。)、ニ 解離性大動脈瘤、とした。それに続く文中で、「なお、「心停止」及び「心臓突然死」は、それぞれICD-10のI-46及びI-46.1に相当する」とある。

天満労基署は、この文章をもとに心停止はI-46とI-46.9のみという誤った解釈を行ったのである。この部分は、疾患名とICD-10との対応関係を述べたに過ぎず、I-46.9を除くとはどこにも記載されていない。

また、「脳血管疾患及び虚血性心臓疾患等(負傷に起因するものを除く。)」の認定基準の「第5 その他」で、「脳卒中」と「急性心不全」についての取り扱いが示されている。具体的な疾患名ではないこの2つの病名で請求があった場合、可能な限り疾患名を確認すること、「その結果、対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、本認定基準によって判断して差し支えない」としている。ということは、I-46.9の詳細不明の心停止については、医証により対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、認定基準で判断することになっているということである。

つまり、原処分庁の判断は、ICD-10のI-46.9の詳細不明の心肺停止は含まれないと判断したこと、また、対象疾病以外の疾病であるということが確認された場合を除いて認定基準を適用しているのに、原因不明のため適用しないとしたことの

2点において、明らかに間違った判断をしたことになる。

松丸弁護士は、厚生労働省本省にも直接連絡して、対象疾病名にI-46.9を含むということの確認を取ったうえで、これらの点について指摘した意見書を提出した。

審査請求して5か月後、決定があったが、結果は「取り消し」だった。当然の結果であろう。しかし、決定については問題があった。取り消しとなった理由は、以下のようなものである。

大阪労災保険審査官は、別の地方労災医員に鑑定意見を求めた。その意見書は、「被災者の急死は、過重労働による身体的・精神的ストレスが遠因となり、致死的不整脈（おそらく特発性心室細動）が発生して死亡した可能性がきわめて高いと考えられる」とした。

それを受けて審査官は、「本件疾病は、労働基準法施行規則別表に掲げられる別表第8号「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による心停止（心臓突然死を含む。）」に該当し、業務に起因する疾病に該当するか否かの判断は、認定基準により行うのが妥当であると判断する」としたうえで、過重な業務への就労を認め、業務上の事由によるものと判断した。

つまり、新たな局医の意見により死亡は不整脈による心停止と推測して認定基準を適用したことで、原処分庁の処分の問題点であった、対象疾病に詳細不明

の心肺停止を含むのかという点については、問題が放置されることとなってしまったのである。

正直、新たな局医の意見によって、間違いを認めるのを避けたとしか思えない。

業務上認定を受け、Aさんのご家族には大変良かったものの、この点については課題を残してしまった。

Aさんの死後約2年がたち労災が認められ、ご遺族は会社に損害賠償裁判を起こして事業主としての責任を追及していく予定である。会社には、昨年7月に労働基準監督署から勤務時間について行政指導が、Aさん

の所属していた大阪の支店のみならず、本社を含む全支店に対して行われた。今後も改善を実行できているか、監視していく方針という。

生前、会社の働かせ方に対して何とかならないかと言っていたAさんであったが、いまのようなかたちで改善させることはできたが、命をなくしてからではまったくもって遅すぎる。

このような犠牲がなくなるよう、行政はしっかり会社の体質から変えてもらいたいし、われわれ運動側も一層の努力をしていきたい。



（関西労働者安全センター）

石綿除去作業被害に警鐘

大阪●明星工業の責任認める和解成立

保温工事老舗、石綿除去工事のトップ企業である明星工業を相手取った損害賠償訴訟で、昨年12月27日付けで和解が成立した。

原告の明石多輝也さんと竹中正年さんは、ともに旧国鉄車輛の内部に吹き付けられた石綿の除去工事に従事したことによって石綿肺を発症、じん肺管理2+続発性気管支炎で労災認定を受けた。

ずさんな工事をさせた元請け会社の明星工業の責任は誰の目にも明白だったため、労災上積み補償を求め、代理人を通じ

た直接交渉を行ったが明星工業はまともに取り合おうとしなかった。そのために二人は2007年12月18日に提訴した。

この訴訟は、1980年代後半からさかんに行われてきた石綿除去作業における石綿被害の責任を問うものとしては、全国ではじめてのものであり、かねて指摘されてきた杜撰な除去工事の実態を明らかにした訴訟という点で重要な意義をもっていた。

この時期以降に曝露原因をもつ石綿被害は「新たな」石綿被害として「第2波災害」とも呼ばれ、「危険であることがわからな

かった」などの弁解は絶対に許されない時期の被害である。

明星工業の不誠実な対応は、その意味で、社会的犯罪行為であった。

提起された問題は、原告と同様のJR車輛の除去工事に従事した労働者にとどまらず、全国で行われてきた膨大な石綿除去工事従事労働者にかかわる重大問題だった。

石綿除去トップ企業においてさえ酷い実態であったという点を踏まえ、除去に関わってきた企業と行政に対して、工事従事者の健康管理、被害救済、情報公開に誠実に取り組む事を強く求めたい。とくに、現場作業に未組織の日雇い労働者が数多く従事している点に留意されなければならない。

報道によれば、原告として納得のいく結果が得られた。今後、同種の被害者にとっては大きな朗報であり、企業と行政に対してさらなる予防対策の推進と被害者救済への対応を迫るものとなった。また、原告二人の被害の種類は石綿によるじん肺＝石綿肺だったが、石綿被害に特殊の長い潜伏期間を考慮すると、石綿肺がん、中皮腫などの発症を念頭に置いた対策が必要であることを声を大にして訴えたい。

今回の和解は、実質的な勝訴判決だった。

報道でも明かなように、大阪地裁は和解勧告の中で、下請け工事会社に雇用されていた原告二人に対する、明星工業の安全配慮責任について、概略、



JR車輛アスベスト除去作業（裁判書証より）

次のように認めている。

「(被告において)アスベストの危険性やメイセイEPA工法で重視すべき点等に関する情報を周知徹底させる体制がなかった。その結果、アスベスト粉じんの発生防止策、防塵措置が徹底しない状態で作業が行われた」。

「(アスベストの危険性はそれ以前からも指摘されていたが)当時、労働省、環境省、厚生省は昭和61年から63年にかけて、「建物の解体・改修工事における曝露防止」や「建物アスベストの対策」等について行政通達を出していて、昭和61年頃以降、国レベルでアスベストの危険性を改めて問題視する傾向が強まっていた」。

「この当時、被告は、アスベストの危険性を十分認識した上で、安全工法を打ち出して、各所でアスベスト除去工事を受注していた」。

「したがって、被告は、下請業者及び作業員の末端に至るま

で、アスベストの危険性、工法の情報を周知させ、防塵措置を徹底させる体制を整えて、健康被害を防ぐ安全配慮義務を負っていた」。

「アスベストの危険性に照らせば、これらの点を下請業者に委ねることはできず、何よりも業界に先駆けてその危険性を知悉し、アスベスト除去工事を手がけていた被告自らが行わなければならない」。

「これらの情報伝達、体制の整備は、作業現場における朝礼、適宜の指示、定期的な安全教育などで実施できた」。

「しかし、被告はこれらの義務を尽くさず、原告を含み作業員らをアスベスト除去工事に従事させ、それにより原告らに被害を発生させた」。

明石さん、竹中さんは記者会見で、次のコメントを発表した。

「2007年12月18日にはじめての裁判でした。ちょうど3年、ようやく終わることができました。

これはまず弁護団の先生方のお力によるものでした。そして裁判には患者仲間やいろいろな方が応援にかけつけていただきました。たいへん感謝しております。マスコミの方々のご協力にも厚く御礼申し上げます。もし、わたしたちのどちらかひとりだったらできなかった裁判でした。

内情をよく知る私たちでしたから明星工業は逃げられないだろうとは思いましたが、会社が出してきた証人はうそばかり並べていました。その会社がよく素直に応じたなとも感じます。

納得のいく結果を得ることができました。ほっとしています。終わるまで生きていてほんとうによかった。解決して生きる力が湧いてきました。

最初は、私たちの仲間の河野さんという方が、大変苦勞して石綿肺で労災認定されて、まもなく死んでしまったということが起こりました。

私たちは、西成のあいりんセンターに相談に行って、じん肺に詳しい診療所を紹介され、そこで知り合った患者に聞いて安全センターを知り、支援を受けて労災認定されました。それぞれの出会いがなければどうなっていたかわかりませんでした。そして、通っている診療所でいろんな人と話をしていたことがとても力になりました。

JR車輛の吹き付けアスベスト除去工事はとにかくひどい状況でした。

建物の除去工事では使用しないエア工具を、きれいに仕上

げるためだけに使いました。取り残しもなくきれいに削れるようにはなりましたが、工事の状態はいっそう悪くなりました。

聞かされた話では、車両の吹き付けはニチアスがしたもので、今度の撤去は明星でということだったそうです。JR西日本の除去は明星だけがやりました。関東でも明星がやったということですから。どれだけの人がこの工事をしたのでしょうか。

私たちといっしょに除去工事をした労働者は10年以上勤めた人は十数人ですが、ごく短期で働いた人もいれると数百人はいます。少しやっすぐやめてしまった人もたくさんいた、そういうひどい仕事でした。本来なら日当20,000円以上で働かすべき仕事なのに、人夫出しを使って、日当9,000円という条件で人を入れるようなことも行われていました。

会社はアスベストは怖いということをまったく教えていみせん

したから、フィルタマスクだけで現場に入ってきていたという実態までありました。

私たちの労災認定、訴訟そして今回の和解ということが、いっしょにはたらいて、たくさん石綿を吸ってしまったこれらの人たちのためになることを願っています。

わたしたちが裁判を起こしてからは現場は改善されたと聞いています。しかし、過去のさまざまな除去工事にたとえ短期間でもつけば石綿をたくさん吸い込んでしまっていることは間違いありません。

ともに働いた人たちのことがなによりも心配です。肺がん、中皮腫の潜伏期間を考えると、ぜひいまのうちに安全センターや弁護団といったところに相談に行ってもらいたい。

会社と行政には、予防と被害者救済に誠実に取り組んでもらいたいと思います。2011年2月」
(関西労働者安全センター)

窓口での差別発言でPTSD 兵庫●地方公務員災害補償基金支部決定

2011年1月11日、地方公務員災害補償基金兵庫県支部は、市役所窓口での差別発言と脅迫によりPTSDを発症したAさんに対し、公務上の災害であると認定したことを通知した。事務系職員が発症したPTSDを、公務上として認定した例は初めて

と思われる。

2008年8月21日、生活保護を打ち切られた市民B夫妻が、国民健康保険の加入手続きのため来庁した。窓口の対応に出たAさんが加入手続きについて説明したところ、必要書類への記入の際に、Bは突然「○○部落」と

市民の暴言でPTSD

阪神間の市職員 公務災害に認定

補償基金兵庫支部

市役所の窓口を訪れた市民から暴言を浴びせられるなど、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症したとして、地方公務員災害補償基金兵庫支部が、阪神間の自治体の女性職員を公務災害として認定していることが分かった。市民の暴言と、窓口職員のPTSD発症との因果関係が認定されるのは極めて異例。（23面に関連記事）

関係者によると、2008年、阪神間の市役所を訪れた男性が、窓口の女性職員の説明に腹を立て、職員の出身地域を中傷する言葉を繰り返して、地方公務員災害補償基金兵庫支部に「インターネットに名前を載せた。はよ死にや」と暴言を吐いたという。

女性職員はショックを受け、その後、男性のやりとりの様子を突然思ひ出すフラッシュバックに悩まされ、市役所な職務を命じられたりした場合に当てはまるが、同支部は女性職員のケースを「これに類する異例」として認定した。

（紺野大樹）

複数の医療機関でうつ病やPTSDと診断され、地方公務員災害補償基金兵庫支部に、民間の労災に当たる公務災害の認定を求めて申請した。

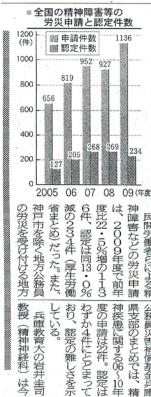
常態と判断。「男の言葉は、脅迫と同等の内容だった」とし、今年1月、公務との因果関係を認めた。

労災申請との相違を受け付けているNPO法人ひよつ労働安全衛生センター神戸市は窓口担当の職員と市民のトラブルは多いが、心の病で公務災害認定されたケースは聞いたことがない。画期的判断だと評価した。

市職員PTSD

窓口トラブル深刻化

専門家「同様事例あり得る」



近視、聴覚の低下など、労働環境での被害を訴える労働者が、労災の認定を受けることが、労災認定のハードルを高くしている。一方、窓口職員のPTSD発症との因果関係が認定されるのは極めて異例。（23面に関連記事）

関係者によると、2008年、阪神間の市役所を訪れた男性が、窓口の女性職員の説明に腹を立て、職員の出身地域を中傷する言葉を繰り返して、地方公務員災害補償基金兵庫支部に「インターネットに名前を載せた。はよ死にや」と暴言を吐いたという。

女性職員はショックを受け、その後、男性のやりとりの様子を突然思ひ出すフラッシュバックに悩まされ、市役所な職務を命じられたりした場合に当てはまるが、同支部は女性職員のケースを「これに類する異例」として認定した。

（紺野大樹）

書いて差し出した。そのためAさんが差別発言について注意すると、Bは怒り出し、Aさんの名札を見て「そんなに反応するんは、あんたも部落やな」。「Aは部落とインターネットに載せたわ。死になさい」などの差別発言と脅迫の言葉を吐きながら帰って行った。

Aさんは、その後数日間勤務していたが、それ以降はその時の様子がフラッシュバックし、市役所に近づくときとなくなり、胸がどきどきして出勤できなくなった。近医を受診したところ「うつ病」と診断され、さらに受診した別の病院では「外傷後ストレス障害」と診断された。そのため、Aさんは療養を始めることとなり、合わせて2008年9月2日に公務災害の申請を行った。

Aさんが当時働いていた職場は、恒常的な業務に加え、国保システムの変更や相次ぐ制度変更により職員は心身ともに疲れ切っている状態であった。さらに、後期高齢者医療制度が新設され、給付担当となったことで、質的にも量的にも過重な業務に従事していた。

そのことは、発症前6か月間のAさんの時間外労働数からも明らかで、1か月に100時間を超える月もあり、いわゆる「過労死」の認定基準をクリアする労働実態であった。Aさんが精神疾患を発症した原因は、窓口の受付業務において、市民から受けた差別発言と脅迫行為を契機とするものであるが、発症前6か月間においても「通常の日常業務に比較して特に質的にも量的にも過重な業務に従事した」のであった。

に過重な業務に従事した」のであった。

B夫妻は以前からも市役所で差別発言を繰り返していたのだが、注意する人は一部で、市役所としての対応がとられていなかった。本来なら、行政組織・職場組織として差別を指摘し、対応策（マニュアル）についての研修等が行われるべきであるが、そうしたことが行われてこなかったため、当日もAさん一人に過重な負担を強いることとなった。

さらに市役所は、事件後も加害者に対して何ら対応を取らなかった。そのためAさんは、「インターネットに書き込みをされたら…」 「また加害者が窓口に残れたら…」 との不安な気持ちが続いた。

兵庫県支部の相談医は、「単

なる苦情処理ではなく、Bの差別発言により大きなストレスを受けた」とし、「広い意味で外傷後ストレス障害と言える」と判断。基金本部専門医も「市民からの差別発言、脅迫もどきの言葉を受けたために何らかのストレス反応を起こしたものと考えられる」と判断。基金支部は、「Bから受けた発言は、単なる暴言というだけでなく、脅迫と捉える内容で、また犯罪に近い」と判断し、本件の出来事は「その他これらに類する異常な状態」に該当するとして、公務災害と認定した。

今回の認定は、Aさんがとった差別を許さない行為が、行政職員としての正当な行為であったと認められたわけである。当たり前の行為が、正当に評価されたわけであるが、それだけに今回の認定の意義は大きい。

Aさんの想い

「当時の職場は、保険料の問い合わせ、制度改正による市民からの苦情の電話が鳴り止まず、時間外勤務でやっと自分の仕事にとりかかれる状態でした。誰もがストレス一杯の状況で、今回のような突発的なことが発生すれば、誰でも私と同じ状況に追い込まれてもおかしくない環境でした。

今回の事件も市民の差別文書を黙っておけば、私が差別発言や脅迫を受けることはなかったのかもしれませんが。しかし私がとった行動は、行政職員として当然の行動であり、部落差別をはじめ一切の差別を許さず、市

民一人ひとりの人権を守る義務や公務員としての人権意識の向上は当然のこととして課せられており、差別意識や偏見を許さず改めるよう促すことが公務員の職務です。公務員として正當に行った職務で一生忘れることのできない心の傷を私は負わされました。今後現場で働く職

員に二度と私と同じようなことが起こらないよう、安心して働ける職場環境を作してほしいですし、また私や私の家族が受けた差別の苦しみを二度と誰にもあじあわせることのないよう差別のないまちや社会になることを心から願っています。」
(ひょうご労働安全衛生センター)

弾撥指と頸肩腕障害を認定

大分●レバー付きの洗浄機による作業

大分県在住のY子さんは長期間、稚魚養殖場に勤務していた。レバー付きの浄機でアミを洗う作業など多様な、上肢などに繰り返し負担のある業務に従事し、両側の指の弾撥指・頸肩腕障害を発症した。大分勤労者安全衛生センターと相談しながら、2010年7月、労災申請を行ったところ、佐伯労働基準監督署は2011年1月、業務上の決定を行った。ご本人から、業務内容、決定に至るまでの経過を文章化していただいた。

「種苗センターに入社して18年くらいです。特殊な仕事で知らない人が多いです。親魚に卵を産ませて、取り上げて孵化をし、育てる仕事をしていました。エサの仕込み、エサやり、水槽の底掃除、水槽のアミあらい、その他雑用など忙しい毎日でした。汚れた水槽やアミは高圧洗浄機で洗わないと落ちず、そのときに

レバーを握り、高さ2.5mの水槽を毎日2ないし3時間洗います。

圧力があり、手元を放すと危ないので、力を入れて握っていました。男性はあまり洗わず、女性ほとんど洗うので大変でした。入社して10年ごろから指や腕に痛みを感じていましたが、忙しくて病院に行かずにいました。夜中に痛みで眠れない日が多くなり、平成21年ごろに専門医にかかりました。通院しながら定年まで勤めることができましたが、退職後は無理をしたため状態が悪く、先生に労災のことを話し、お願いしました。

労災の手続となると辞めた後の会社の対応は悪く、事業主の捺印も押してくれませんでした。先生に全部話をすると安全センターを紹介してくれました。センターの方も親切に相談を受けてくれ、また支援もしていただきました。先生も仕事の現場を実

際にみることができず、意見書を書くのに苦労しているように思われ、申し訳なく思っていました。先生が「困難な道になるかもしれないが最後までやりましょう」と言ってくれ、私も励まされ頑張ってきました。ここまでの道のりは大変でしたが、何も分からない

私のために先生や安全センターのかた、そして周りの人たちに支えられて労災認定を受けることができました。

皆様には深く感謝致し



て居ります。」
(大分県勤労者医療生協 佐伯診療所)

クリーニング業で石綿曝露

神奈川●不十分な労基署の石綿曝露歴

昨年11月、神奈川県内でクリーニング店を営むIさんが、お連れ合いと共に神奈川県労災職業病センター大和支所（十条通り医院）に相談に来られた。

新潟県出身のIさんは、中学卒業後、左官の仕事をしていたが、冬場は仕事ができないため、関西方面に出稼ぎに行った。大阪パッキング製造所の労働者として、発電所の壁や工場のパイプに珪藻土にアスベストを混合して塗っていたという。作業時にマスクではなく、眉毛が真っ白になった。

その後、神奈川県に転居。クリーニング店やクリーニング協同組合で働いた後、クリーニング店を開業して現在に至る。5年ほど前、かかりつけ医から、レントゲンで肺の異常を指摘され、医師の勧めで石綿健康管理手帳を取得。2010年2月に健康診断で精密検査を指示され、4月に肺がんと診断され、療養中である。

大阪パッキング製造所を所轄する大阪南労働基準監督署は、2010年10月に不支給決定をした。胸膜プラークはあるが、曝露歴が10年未満なので労災

に該当しないという。ところが監督署は同じ文書の中で、クリーニング業務でのアスベスト曝露の可能性を指摘し、監督署に相談するよう勧めている。ご丁寧に、本省が作成した曝露例を示した資料まで同封されていた。

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/dl/20.pdf>、別掲はその一部)

これを見たIさんはすぐに、クリーニング協同組合時代に度々、アイロン修理作業に従事したことを思い出した。審査請求すると同時に横浜の監督署にも相談した。病院の主治医からは、「労災になったでしょ。えっ、なってない? そんなことないでしょ。この間、意見書も書いたよ」とまで言われ、混乱状態に。



町中のクリーニング店のプレス機。軽油などを利用したボイラーは必須です。そのボイラーには保温材が使われています。(この写真には保温材は写っていません)。保温材の劣化によりばく露する可能性があります。



大病院のリネン室。すぐ隣に熱源供給のための石綿吹つけされたボイラー室がありました。吹きつけられた石綿は自然劣化や損傷により繊維が飛散した可能性があり、扉が開け放たれていた場合にはこの部屋にも繊維が飛散してきた可能性も否定できません。



クリーニング店といえばやはりアイロン。昔のアイロンはもっと重くてごつかったそうです。そのアイロンの熱絶縁部に薄い石綿板が使用されていました。分解しなければ、ばく露の可能性はありません。



このような状態では石綿ばく露は皆無でしょう。ただしクリーニング店には、この他に乾燥器など断熱材の使用箇所はかなりあり、劣化による飛散や、修理・補修時等のばく露の可能性もあります。

相談を受けたセンターは、さっそく大阪南労基署に電話した。担当者は、「聴取の際、クリーニング協同組合のことを確認したが、Iさんは曝露はなかったと答えた」と言う。Iさんは、「絶対にそんな質問はされてない。聞かれれば思い出すに決まっている」と言う。

いずれにせよ、労基署は不支給決定前に電話や手紙を出せば良かったはずだ。私たちは、労基署自らが決定を取り消すよう求め、労災保険審査官には、一日も早く取り消すよう求めた。審査官はさっそく神奈川に来て、Iさんや、クリーニング店の元同僚から聴き取りを行い、2011

年2月、原処分を取り消し、業務上と認定した。

Iさんの場合は、たまたま保温工として働いていたから健康管理手帳を取得していたし、労災請求に至った。また、大阪南労基署が、対処は不可解で不十分だったが、クリーニング業とアスベスト曝露の関係に気付いただけ「まし」だった。いまだ、肺がん患者の多くが、アスベスト曝露との因果関係がはっきりしないまま埋もれている。行政や医療機関に対しても、石綿問題はまだ終わっていないことを注意喚起していきたい。



(神奈川労災職業病センター)

変電所の保守点検作業が原因

東京●胸膜中皮腫の労災認定

三上工業所(東芝や東電の関連会社)で変電所の保守・点検作業に従事してアスベストに曝露し、胸膜中皮腫で死亡したKさんの遺族補償が、品川労働基準監督署で認定された(2011年3月16日付け)。

Kさんは、蕎麦や焼肉店を長く経営していたが、三上工業所の現場作業員として10年間働いた。三上工業所は、元々、東芝の変電機器メーカーで、東電の登録指定業者となつてからは、主に変電所の遮断器や断路器、変圧器等の保守・点検作

業を請け負ってきた。

2010年12月、妻のF子さんから相談を受けた神奈川労災職業病センターでは、Kさんの同僚の話として、「火力発電所のメンテナンス作業に従事していた」ことを確認し、会社の事業主証明は得られなかったが、2011年1月に品川労働基準監督署に労災請求を行った。

総務を統括する日新明弘テックによれば、アスベストの使用については「保守・点検作業に使用する材料項目の中に石綿石膏ボードがあった」ぐらいしか証

拠がなかったという。

品川労基署は、これまでの多くの労災認定事例から、火力発電所では保温材等にアスベストが使用されていることは既知であり、このことをもって労災認定を決めたようだ。

F子さんは、10年前に脳出血で倒れて車椅子生活となった夫の介護で腰を痛み、脊柱管狭窄症を発症し、不自由な生活を強いられている。そのため労災の相談等は、ご自宅の団地(横浜市瀬谷区)に直接うかがって行った。

F子さんは、「夫の介護で落ち込むことはなかったが、まさか中皮腫という全然別の病気で死ぬなんて思わなかった」と、夫が中皮腫であつてなく逝ったことの驚きを隠さなかった。脳出血に加え、中皮腫に罹患したKさんの苦しみもさることながら、その夫を長きにわたって支えてきたF子さんの苦労も大変なものがあつたと思う。

労災申請から認定まで3か月程度と比較的早く認定されたのには、品川労基署の担当者も、F子さんの自宅で聞き取りをするなどして、F子さんの不自由な生活を承知のうえ配慮したことにもよると思う。

認定の知らせを受けたF子さんは、「センターや監督署の配慮がなかったら、請求もできないし、認定もされなかっただろう。夫に早く労災認定の報告ができてよかった」と話している。



(神奈川労災職業病センター)

作業関連性筋骨格系障害

広島●日韓共同シンポジウムを開催

2011年2月20～21日、広島大学医学部の第5講義室及びマツダ本社において第1回作業関連性筋骨格系障害日韓共同シンポジウムが、日本産業衛生学会作業関連性運動器障害研究会の主催と労働者住民医療機関連絡会議の後援のもと、宇土博（広島文教女子大学福祉工学）を企画運営委員長として開催されました。今回は、その開催に至った経緯とシンポジウムの内容について報告します。

1. シンポ開催に至った経緯

今回の日韓共同シンポジウムは、広島のマツダ関係者をはじめ、企画運営委員14名の協力の下で行われました。

まず、最初に、今回の日韓共同シンポジウムの開催に至った経緯についてお話しします。シンポジウムの後援団体である労働者住民医療連絡会議の斉藤竜太医師が、2008年7月にソウルの緑色病院の開院5周年記念の会に招待されたときに、イム・サンヒョク源進労働環境研究所所長とリー・ユークン同研究所主任研究員から、「韓国では、作業関連性筋骨格系障害が多発し、大きな社会問題となっている。これを予防・治療するため

に、研究と治療の先進国である日本側の対応を学びたく、また意見交換したい」旨託されたことが契機となりました。

この斉藤医師の依頼を受けて、私の方で2010年5月26日に福井で行われた日本産業衛生学会の作業関連性運動器障害研究会で日韓共同シンポジウムを開催することを提案して承認され、今回の開催に至りました。

緑色病院は、ソウルにある病院で、東洋レーヨンが韓国の企業・源進レーヨンに売却した不備なレーヨン製造機で人絹糸が1966から製造された。その工程で使用される有機溶剤の二硫化炭素の曝露により800名以上の被災労働者と100名以上の死者を出す大惨事となり、その賠償金で建設された労災・職業病の病院です。源進労働環境研究所は、その付属研究所です。緑色病院は、韓国の職業病の予防・治療を担う先進的な病院であり、源進労働環境研究所はその付属研究所です。

わが国の作業関連性疾患の歴史は、1950年代から銀行業務に導入されたコンピューターによって世界に先駆けて作業関連性筋骨格系障害が多発し、1960年代に労災認定されるに至

り、大きな社会問題となったのが始まりです。それを契機に1964年にキーパンチャーの作業管理の通達が出されました。その後、スーパーのレジ、紙巻きたばこ、組み立てラインなどの多くの職種に本障害が多発してきました。こうした状況を受けて、1970年4月の第43回日本産業衛生学会で、社会問題となっている産業医学の問題として腰痛、頸肩腕症候群が取り上げられ、学会の事業としてその研究が行われることになりました。そして翌年の1971年には、その原因解明と予防対策のために、日本産業衛生学会に頸肩腕症候群委員会が組織されました。これは世界に先駆けたわが国の作業関連性疾患の研究組織でした。しかし、当時は、世界的に頸肩腕障害の発生は大きな問題となっておらず、「頸肩腕障害は日本固有の風土病」だという極論も出るなかで、多くの研究者が活動に参加して、活発な研究が行われました。

その後、この委員会は1974年に頸肩腕障害研究会に引き継がれ、さらに、この研究会は現在の作業関連性運動器障害研究会に引き継がれています。私が、頸肩腕障害の研究に最初に取り組んだのが、この1974年の頸肩腕障害研究会への参画でした。当時から、すでに36年の歳月が流れています。

今回の日韓共同シンポジウムでは、1971年以降に蓄積されてきた作業関連性疾患の予防・治療に関する成果を韓国の医師、



研究者の方に提案し、韓国での作業関連性疾患の予防・治療に役立てていただくことがひとつの大きな目的です。それと同時に、わが国とは30年間のタイムラグを経て、作業関連性疾患が多発している韓国での労働組合、研究者などの取り組みによる2003年の筋骨格系疾患予防関連法の成立の成果と問題点など、わが国の取り組みとは異なる韓国の取り組みの成果を日本の研究者が学び、我が国の作業関連性筋骨格系障害の予防の取り組みを見直し、さらに予防を徹底するための契機にすることが、もうひとつの大きな目的です。

日韓共同シンポジウムは、第2回を2012年に韓国で開催することを予定しており、この共同シンポジウムの成果が両国の働く人々を苦しめている作業関連性疾患筋骨格系障害を予防し、安全、健康、快適に働くことができる労働環境の形成や安心して治療できる治療環境の形成に貢献できるならば、長く作業関連性筋骨格系障害の予防・治療の研究、実践に携わってきたひと

りとして望外の幸せです。このシンポジウムが今後大きく発展することを期待しています。

2. プログラムの概要

以下は、共同シンポジウムのプログラムの概要です。シンポジウムは、7つのセッションに分けて行われました。

韓国からは、以下に示すように3名の医師(産業医学の教授、准教授、源進労働環境研究所所長)と2名の人間工学教授と源進労働環境研究所主任研究員を招聘されました。

- ・ クォン・ヨンジュン(翰林大、産業医学科)
- ・ キム・ヨンギ(東亜大、産業医学科)
- ・ キム・チョロン(仁川大、産業工学科)
- ・ イム・サンヒョク(労働環境健康研究所)
- ・ ホ・スンム(労働環境健康研究所)

シンポジウムの内容は以下のとおりです。

第1日目-2月20日

広島大学医学部第5講義室

挨拶

日本側-宇土博(広島文教女子大学福祉工学)、小野雄一郎(藤田保健衛生大学公衆衛生学)

韓国側-イム・サンヒョク(労働環境健康研究所)、キム・チョロン(仁川大学教授)

第1セッション

日韓両国の筋骨格系障害の実態と原因

座長:車谷典男(奈良県立医科大学衛生学教室)

- 1) 日本:小野雄一郎(藤田保健衛生大学公衆衛生学)
- 2) 韓国:キム・ヨンギ(東亜大、産業医学科)

第2セッション

日本での筋骨格系障害の予防対策の事例

座長:酒井一博(労働科学研究所)

- 1) 製鉄業での筋骨格系障害対策と職場改善セミナーへの展開:宇土博(広島文教女子大学福祉工学)
- 2) 自治体での筋骨格系障害対策-清掃作業等:酒井一博(労働科学研究所)
- 3) 手話通訳作業での筋骨格系障害対策:北原照代(滋賀医科大学衛生学)

韓国での筋骨格系障害の対策事例

- 1) 現代自動車筋骨格系疾患評価:イム・サンヒョク(源進労働環境健康研究所)

第3セッション

日韓の筋骨格系の予防関連法と実際の適用での問題

各地の便り

座長：福地保馬（元北海道大学
院教育学研究科）

- 1) 日本：埤田和史（滋賀医科大学衛生学）
- 2) 韓国：キム・チョロン（仁川大、産業工学科）

2013年韓国釜山で行われる
PREMUSSの開催案内。

第4セッション

**筋骨格系疾患の認定基準及び
補償制度と実際の適用での問
題**

座長：小野雄一郎（藤田保健衛
生大学公衆衛生学）

- 1) 日本：中田実（金沢医科大学衛生学）
- 2) 韓国：クォン・ヨンジュン（翰林大学校医療院、産業医学科）

第5セッション

**筋骨格系疾患と労働組合での
活動**

座長：斉藤竜太（労働者住民医
療機関連絡会議）

- 1) 日本：三橋徹（ひまわり医

療生活協同組合）

- 2) 韓国：ホ・スンム（源進労働
環境健康研究所）

第6セッション

**筋骨格系障害の治療対策：宇
土博（広島文教女子大学福祉
工学）**

座長：斉藤竜太（労働者住民医
療機関連絡会議）

第2日目－2月21日

マツダ株式会社・本社組立工場

第7セッション

座長：宇土博（広島文教女子大
学福祉工学）

見学前の説明会：

- 1) マツダ株式会社の紹介：西
川一男（車両実研部主幹）
- 2) マツダでの筋骨格系障害
対策：舟橋敦（マツダ株式会
社産業医）

組立ライン見学

見学後の交流会

閉会挨拶（イム・サンヒョク：第2回
日韓共同シンポ招請）

シンポジウムの参加者は、60
名で、うち医師は20名と盛会でし
た。参加者には、NTTの1960
年代の頸肩腕障害の認定患者
も参加し、その紹介をすると会場
から大きな拍手が起きました。

これは、韓国でも、1996年から
電話交換手に頸肩腕障害が多
発し、我が国の頸肩腕障害の多
発の最初が電話交換手であつ
たためです。歴史はまさに
に繰り返すと言えます。



（宇土博）

※宇土先生によるシンポジウム
の内容のさらにくわしい報告
は、労働者住民医療機関連
絡会議に掲載されています。
また、シンポジウムの抄録集は
まだ残部があり、1,000円でお
わけしています－連絡：友和ク
リニック 082-263-0850
安全センター情報2008年9月
号の「源進二硫化炭素中毒
職業病闘争20周年会議」の
報告も参照されたい。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、
各地の地域安全（労災職業病センター）を母体とした、働く者の安全と
健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0210-631202」は、全国どこからでも無
料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト：http://
www.joshrc.org/~open/」では、ここでしか見
られない情報を掲載しているほか、情報公開
の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000円（年度単位（4月から翌年3月）
複数部数割引あり）

●読者になっていただけたら個人・団体をご紹介下さい。見本誌を
お届けします。

セン

安全
ター
情報

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://www.joshrc.org/> <http://www.joshrc.org/~open/>

- | | |
|---|---|
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | E-mail center@toshc.org
TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042)324-1922 / FAX (042)325-2663 |
| 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025)265-5446 / FAX (025)230-6680 |
| 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 | TEL (0543)66-6888 / FAX (0543)66-6889 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | E-mail roushokuken@be.to
TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059)228-7977 / FAX (059)225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602 | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06)6943-1527 / FAX (06)6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06)4950-6653 / FAX (06)4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06)6488-9952 / FAX (06)6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-1-17 西浦ビル2階 | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5 | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897)47-0307 / FAX (0897)47-0307 |
| 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック | TEL (096)360-1991 / FAX (096)368-6177 |
| 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097)567-5177 / FAX (097)503-9833 |
| 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 | E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982)53-9400 / FAX (0982)53-3404 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995)63-1700 / FAX (0995)63-1701 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 | TEL (098)866-8906 / FAX (098)866-8955 |
| 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03)3239-9470 / FAX (03)3264-1432 |



JOSHRC

安全センター情報 2011年6月号(通巻第383号) 2011年5月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org
Web site: http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
情報2011年6月号(通巻第383号)2011
1979年12月28日第三種郵便物認可
0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>